

塩谷町高齢者福祉計画・
第7期介護保険事業計画

平成30年3月

栃木県 塩谷町

はじめに



急速な少子高齢化の進行や社会構造の変化に対応し、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして、平成 12 (2000) 年 4 月に介護保険制度が始まってから既に 18 年が経過し、制度は確実に普及・定着してまいりました。

その一方で、わが国は少子高齢化が進行し、いわゆる「団塊の世代」の方が 75 歳を迎える 2025 年には、さらなる高齢社会が到来するものと見込まれます。本町におきましても年々 65 歳以上の方の割合は増加し、2025 年には 65 歳以上の方が 2.3 人に 1 人となるものと推測しており、それに伴い介護や支援を必要とする方も増加するものと考えております。

また、近年、顕著になっている一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加や、要介護認定者の増加による介護給付費の伸びなど、多くの課題を解決しなければなりません。

これらの課題に対応するため、今回策定いたしました「塩谷町高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」においては、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢期となる 2025 年を見据えて、「医療」「介護」「予防」という専門的なサービスと、生活支援や福祉サービスが連携した自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を基本指針とし、「高齢者がいきいきと暮らせる地域社会の実現」という理念の実現にむけ、これからの高齢者福祉のあり方を中長期的な視点に立って、総合的かつ体系的に整理して策定いたしました。

高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で健やかに暮らしていくためには、介護や医療などのサービスの充実を図る一方で、町民・ボランティア組織・医療機関・福祉関連事業者・行政等が連携し、地域ぐるみで高齢者の自立した生活を支える仕組みが大変重要なものとなります。

第 5 次塩谷町振興計画におきましては、「豊かな自然に生まれ、人と人がつながり、安全安心に暮らせる塩谷町」の目標達成のため、「安全安心な暮らしを支えるまちづくり」を基本計画の大きな柱のひとつとして掲げております。

今後も本計画の推進にあたり、町民の皆様をはじめ、保健・医療、福祉・介護に携わる方々のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました塩谷町高齢者福祉計画策定委員会の委員の皆様はじめ、多くの町民の皆様や関係各位に心より感謝申し上げます。

平成 30 (2018) 年 3 月

塩谷町長 **見形 和久**

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の策定体制	4
第2章 塩谷町の高齢者を取り巻く状況.....	5
1 塩谷町の人口と世帯の状況.....	5
2 塩谷町の介護保険事業の状況.....	7
3 アンケート調査結果.....	10
4 塩谷町の高齢者を取り巻く主な課題.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	24
1 塩谷町の高齢者数等の将来推計	24
2 計画の基本理念	27
3 計画の基本目標	28
4 計画の体系	30
第4章 施策の展開.....	31
1 “にこにこ”健康づくり.....	31
～ 健康・生きがいつくりと介護予防の推進 ～.....	31
2 “思いやり”のあるまちづくり	43
～ 高齢者の安心・安全・快適な生活環境の整備 ～.....	43
3 “ほっとなこころ”の地域づくり	49
～ 心が通い合う安心の地域づくり ～.....	49
4 “自立いきいき”環境づくり.....	62
～ 介護サービスの充実と利用の支援 ～.....	62
第5章 介護保険事業と介護保険料.....	66
1 介護保険事業量の見込み.....	67
2 地域支援事業の構成.....	80
3 介護保険料の設定.....	81
4 給付の適正化と円滑な事業運営.....	87
第6章 計画の推進.....	91
1 計画の周知と情報提供.....	91
2 計画の推進体制の整備.....	91
3 計画の進行管理と見直し.....	92
資 料 編.....	93
1 塩谷町高齢者福祉計画等策定委員会設置要綱.....	95
2 第7期塩谷町高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿.....	96
3 計画の策定経過	97
4 用語解説.....	98

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会に介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、平成12（2000）年4月に介護保険制度が創設されました。創設から18年が経過し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして、介護保険制度は定着、発展してきました。

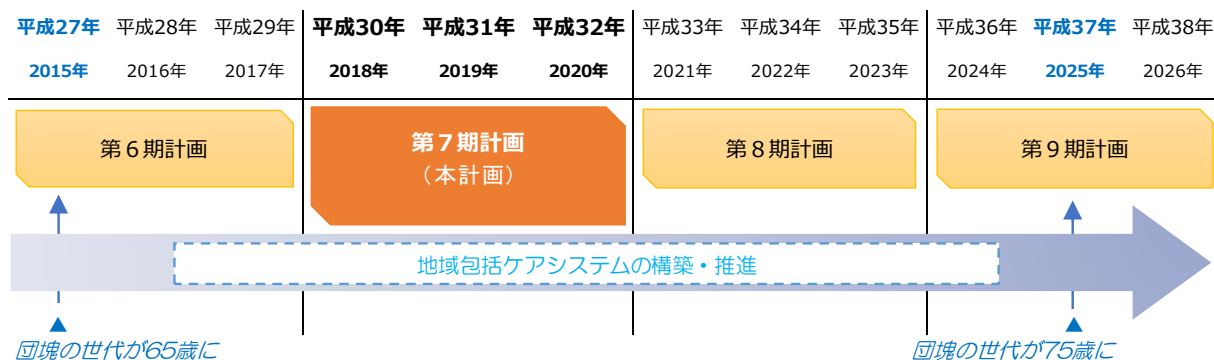
その一方、2025年にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれます。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが求められています。

このような背景により、本町では、高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、2025年等の将来の姿などを見据え、2018年度から2020年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すために本計画を策定します。

本計画のもと、介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進します。

●計画期間と目標



【 第7期における介護保険制度の改正について 】

年々費用が増大している介護保険制度の持続可能性を確保し、地域包括ケアシステムを推進し、地域共生社会の実現を目指す観点から、介護保険制度の改正が行われました。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化などの取り組みの推進（介護保険法）

○全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組みを設定

2) 医療・介護の連携の推進など（介護保険法，医療法）

①新たな介護保険施設（介護医療院）の創設

○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」などの機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

②医療・介護の連携などに関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進など（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

①「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

○理念の規定と理念の実現に向けた市町村の包括的な支援体制づくりの推進
○地域福祉計画の充実

②新たに共生型サービスを位置づけ

○高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけ

2 介護保険制度の持続可能性の確保

1) 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）

○世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割にする

2) 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

○各医療保険者は、介護納付金を2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする（激変緩和の観点から段階的に導入）

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令等

本計画は、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第20条の8の規定による「市町村老人福祉計画」、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第117条の規定による「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

また、国の指針に基づく介護給付適正化計画の内容を含めています。

●高齢者福祉計画と介護保険事業計画の性格

■高齢者福祉計画（老人福祉計画）

高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

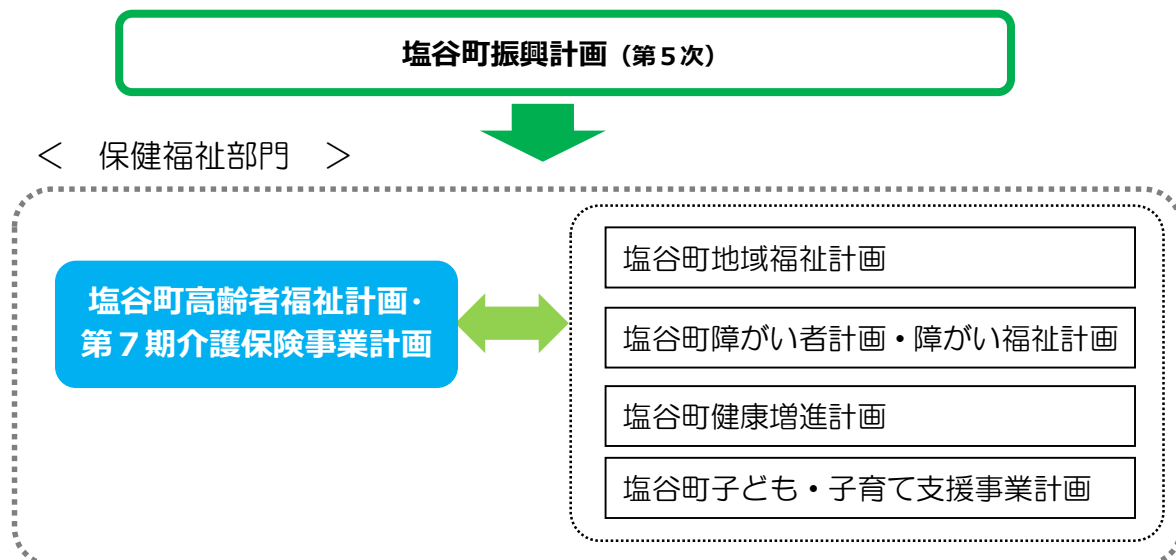
■介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

(2) 他の計画等との関係

本計画は、本町のまちづくりの指針である「塩谷町振興計画」の部門別個別計画として位置づけ、国の基本指針や栃木県の介護保険事業支援計画や医療計画等との整合性を図るとともに、「地域福祉計画」「塩谷町障がい者計画」など本町の高齢者の保健福祉に関わりのある諸計画との調和を図るものです。

●高齢者福祉計画・介護保険事業計画と他の計画との関連性



3 計画の策定体制

(1) 第7期塩谷町高齢者福祉計画等策定委員会

本計画の策定にあたり、保健・医療・福祉の関係者、学識経験者、被保険者の代表等で構成する「第7期塩谷町高齢者福祉計画等策定委員会」において計画内容を総合的にご審議いただきました。

(2) アンケート調査

本町の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、町の福祉や介護サービスに対する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用するために高齢者を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメント

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、平成30(2018)年1月29日～平成30(2018)年2月9日まで、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

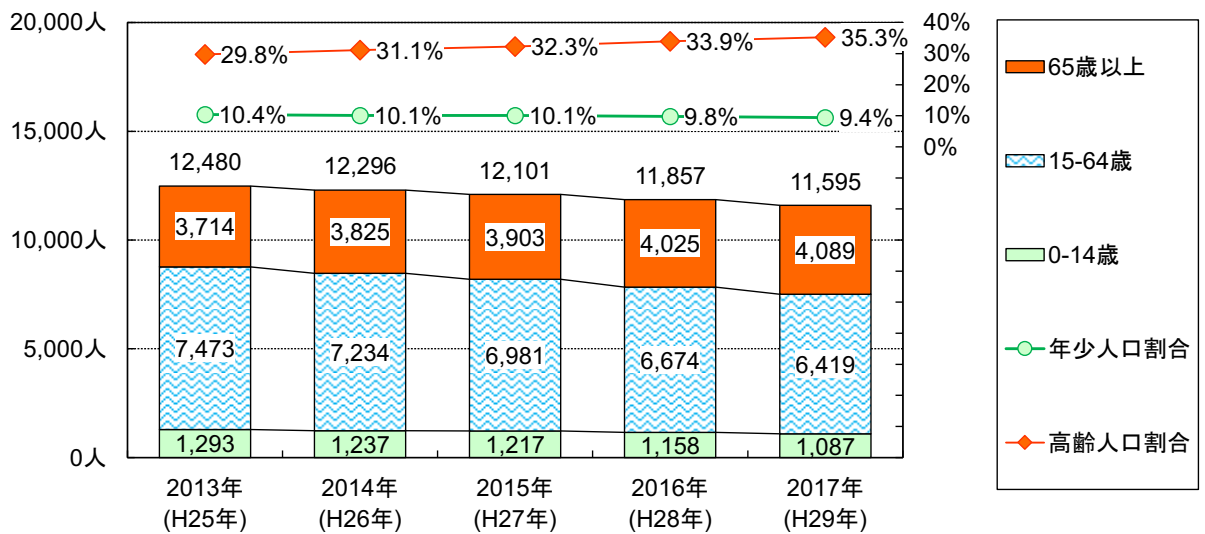
第2章 塩谷町の高齢者を取り巻く状況

1 塩谷町の人口と世帯の状況

(1) 人口動態

本町の人口は減少傾向にありますが、65歳以上人口は一貫して増加しており、平成29(2017)年では11,595人、高齢人口割合(高齢化率)は35.3%となっています。その一方で、年少人口割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進展している状況です。

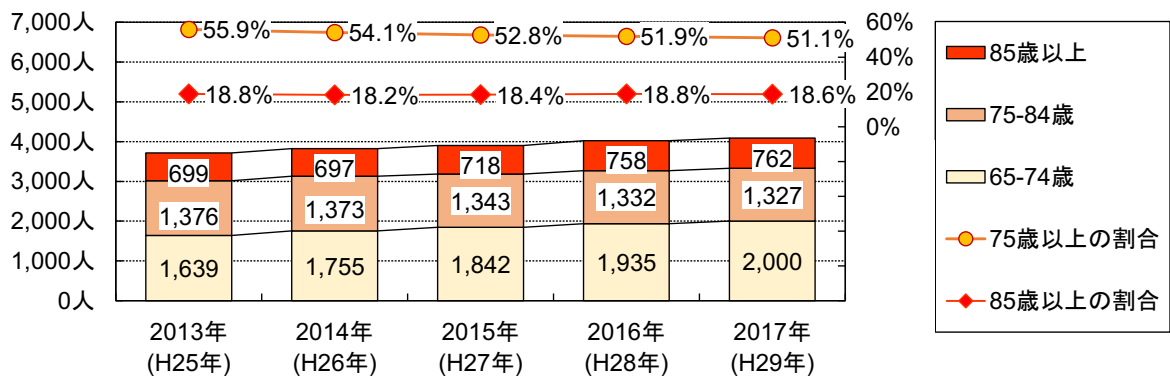
●塩谷町の人口推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

本町の高齢者数の推移を年齢別にみると、65-74歳及び85歳以上の年齢区分が増加傾向にある中で、75歳以上の後期高齢者の割合は近年減少傾向にあります。

●年齢区分別の高齢者数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者のいる世帯の状況

本町では、高齢者のいる世帯数及び構成比とも一貫して増加しており、平成 27(2015)年では、世帯総数の 67.1%にあたる 2,475 世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯いずれについても、世帯数、割合ともに増加し続けており、平成 27 (2015) 年では高齢者独居世帯は 368 世帯、高齢者夫婦世帯は 398 世帯となっています。

●塩谷町の世帯数の推移

	2000年 (平成 12 年)	2005年 (平成 17 年)	2010年 (平成 22 年)	2015年 (平成 27 年)
全世帯数 (一般世帯総数)	3,813 世帯	3,836 世帯	3,822 世帯	3,689 世帯
高齢者のいる世帯 (全世帯数に占める割合)	2,235 世帯 (58.6%)	2,350 世帯 (61.3%)	2,387 世帯 (62.5%)	2,475 世帯 (67.1%)
高齢者独居世帯 (高齢者のいる世帯に占める割合)	204 世帯 (9.1%)	265 世帯 (11.3%)	311 世帯 (13.0%)	368 世帯 (14.9%)
高齢者夫婦世帯※ (高齢者のいる世帯に占める割合)	190 世帯 (8.5%)	229 世帯 (9.7%)	294 世帯 (12.3%)	398 世帯 (16.1%)

※高齢者夫婦世帯は、夫 65 歳以上妻 65 歳以上の世帯としている

資料：国勢調査

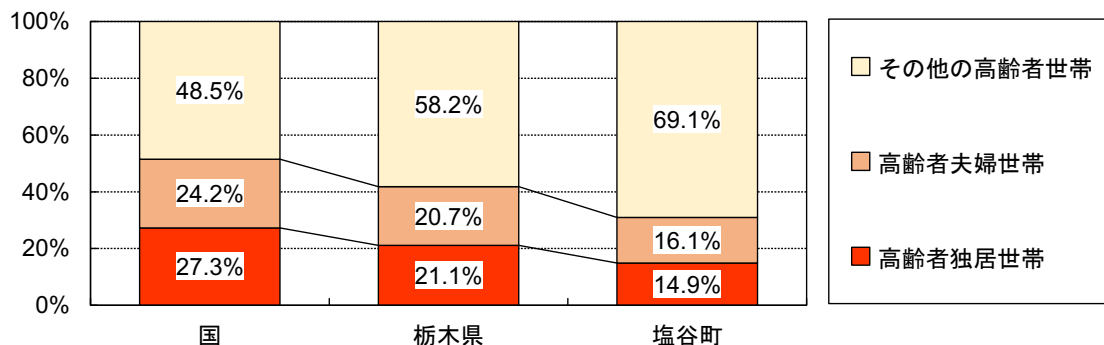
国及び県と比較してみると、高齢者のいる世帯の割合は国及び県の数値を上回っており、本町では高齢者がいる世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

また、高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯の割合については、いずれも国及び県の水準よりも低い状況にあります。

●塩谷町と国・栃木県の高齢者のいる世帯数・構成比【平成 27 (2015) 年】

	国	栃木県	塩谷町
全世帯数 (一般世帯総数)	53,331,797 世帯	761,863 世帯	3,689 世帯
高齢者のいる世帯 (全世帯数に占める割合)	21,713,308 世帯 (40.7%)	330,196 世帯 (43.3%)	2,475 世帯 (67.1%)

➤ 「高齢者のいる世帯」の内訳



資料：国勢調査

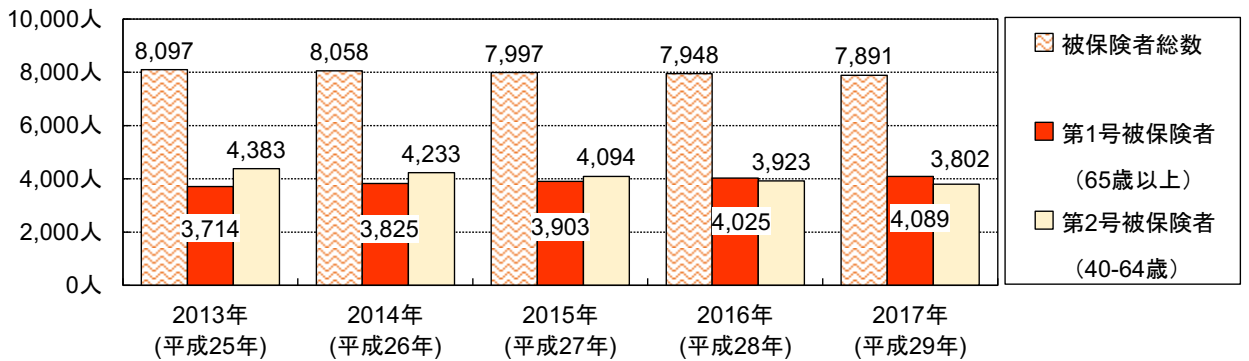
2 塩谷町の介護保険事業の状況

(1) 被保険者数の推移

本町の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）の推移をみると、緩やかな増加から減少に転じており、平成29（2017）年では7,891人となっています。

被保険者の種類別にみると、平成28年において第1号被保険者（65歳以上）数が、第2号被保険者（40-64歳）を上回りました。

●塩谷町の介護保険被保険者数の推移



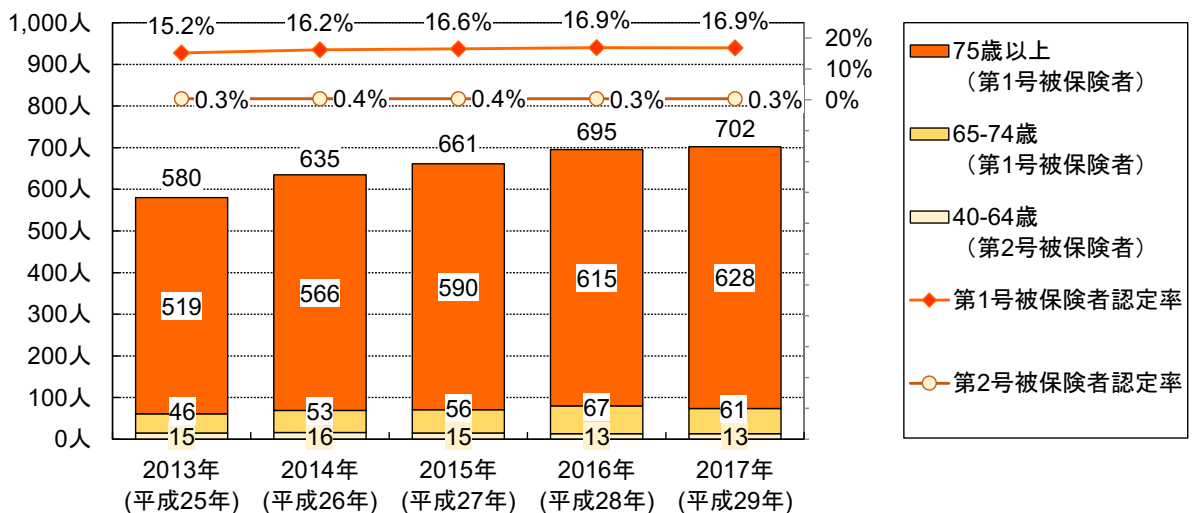
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、年齢別では、いずれの年も第1号被保険者のうちの75歳以上の後期高齢者が9割近くと大半を占めています。

認定率については、第1号被保険者の認定率は増加から横ばいの傾向、第2号被保険者の認定率は横ばいで推移しています。

●塩谷町の要支援・要介護認定者数の推移（年齢別）

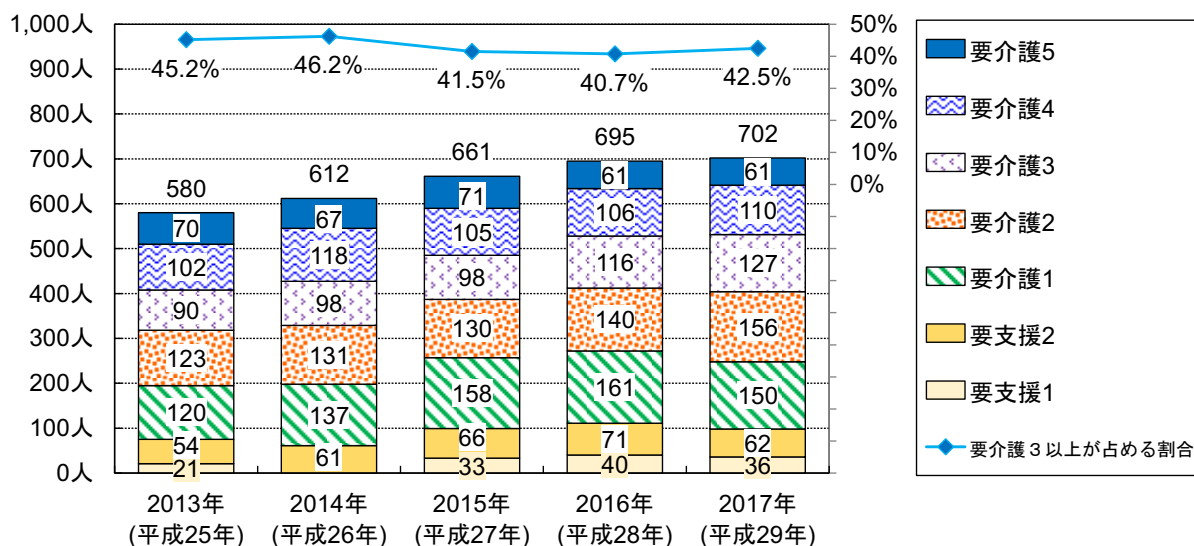


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

要介護度別にみると、要介護1、要介護2の増加が目立っています。

要介護3以上が占める割合については、毎年増加しており、平成29(2017)年では42.5%となっております。また、要支援1から要介護2までの軽度の認定者が過半数を占めている状況です。

●塩谷町の要支援・要介護者数の推移（要介護度別）



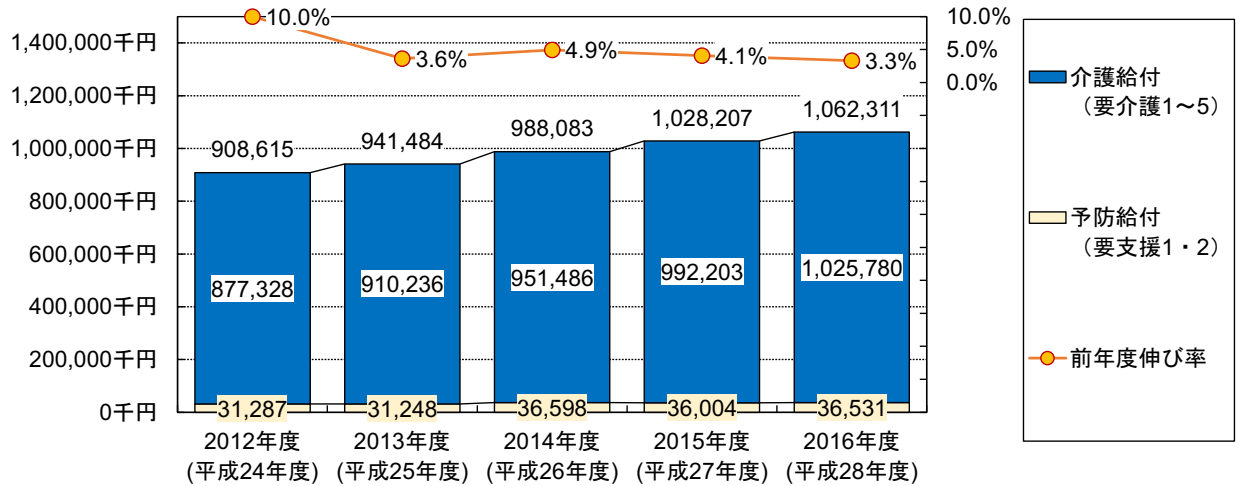
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

(3) 介護給付費の推移

本町の介護サービス給付費は、一貫して増加傾向で推移しており、平成28(2016)年度では約10億6千2百万円となっています。

給付費の伸び率については、近年、前年度比3%~5%の水準で推移しています。

●塩谷町の介護給付費の推移（予防給付・介護給付別）

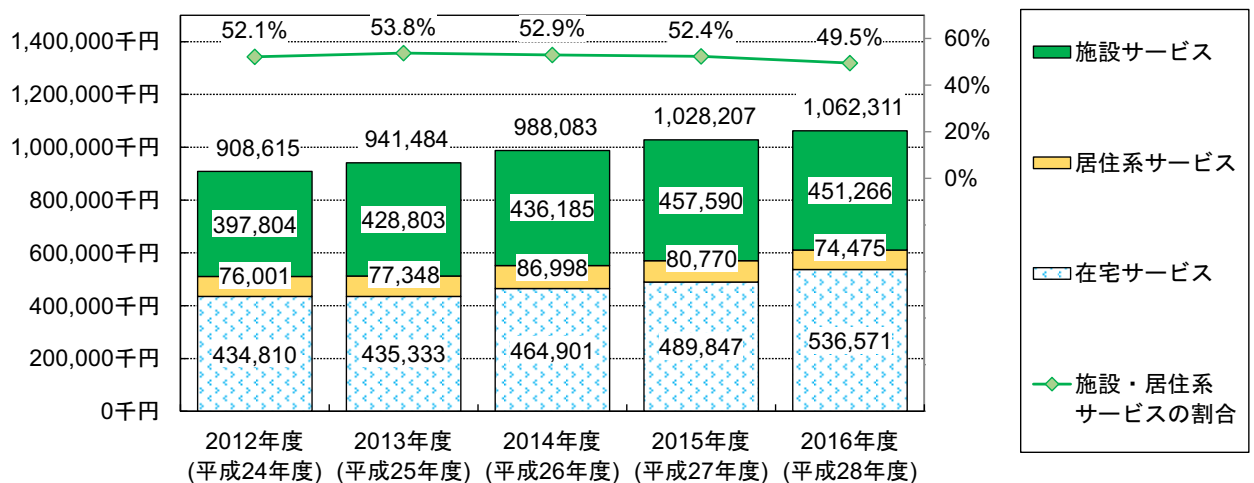


資料：介護保険事業状況報告

サービス区別にみると、在宅サービスの給付費は一貫して増加傾向にありますが、平成28(2016)年度の施設サービス及び居住系サービスの給付費については、前年度から減少しました。

給付費の構成比をみると、施設・居住系サービス給付費の構成比は近年減少傾向にあり、平成28(2016)年度では49.5%となっています。

●塩谷町の介護給付費の推移（サービス区分別）



※居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設

資料：介護保険事業状況報告

3 アンケート調査結果

【アンケートの実施概要】

計画策定にあたり、本町における高齢者福祉・介護の状況や今後の課題を把握するためのアンケート調査を以下のように実施しました。

▼調査対象・実施方法・実施時期

区分	調査対象※	調査方法	実施時期
①塩谷町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	本町の住民で、要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の方	郵送	平成29(2017)年2月
②塩谷町在宅介護実態調査	本町の住民で、要支援・要介護の認定を受け、在宅で生活している方	郵送	平成29(2017)年1月

※基準日は平成28年12月1日現在

▼配布回収の結果

区分	配布数※	有効回答数【率】
①塩谷町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,306件	2,178件【65.9%】
②塩谷町在宅介護実態調査	483件	327件【67.7%】

※①②については無作為抽出による抽出調査、③は悉皆調査（全数調査）により調査を実施した。

なお、次ページ以降の調査結果の報告においては、各調査（の回答者）を明確に識別できるように、下記のように表記します。

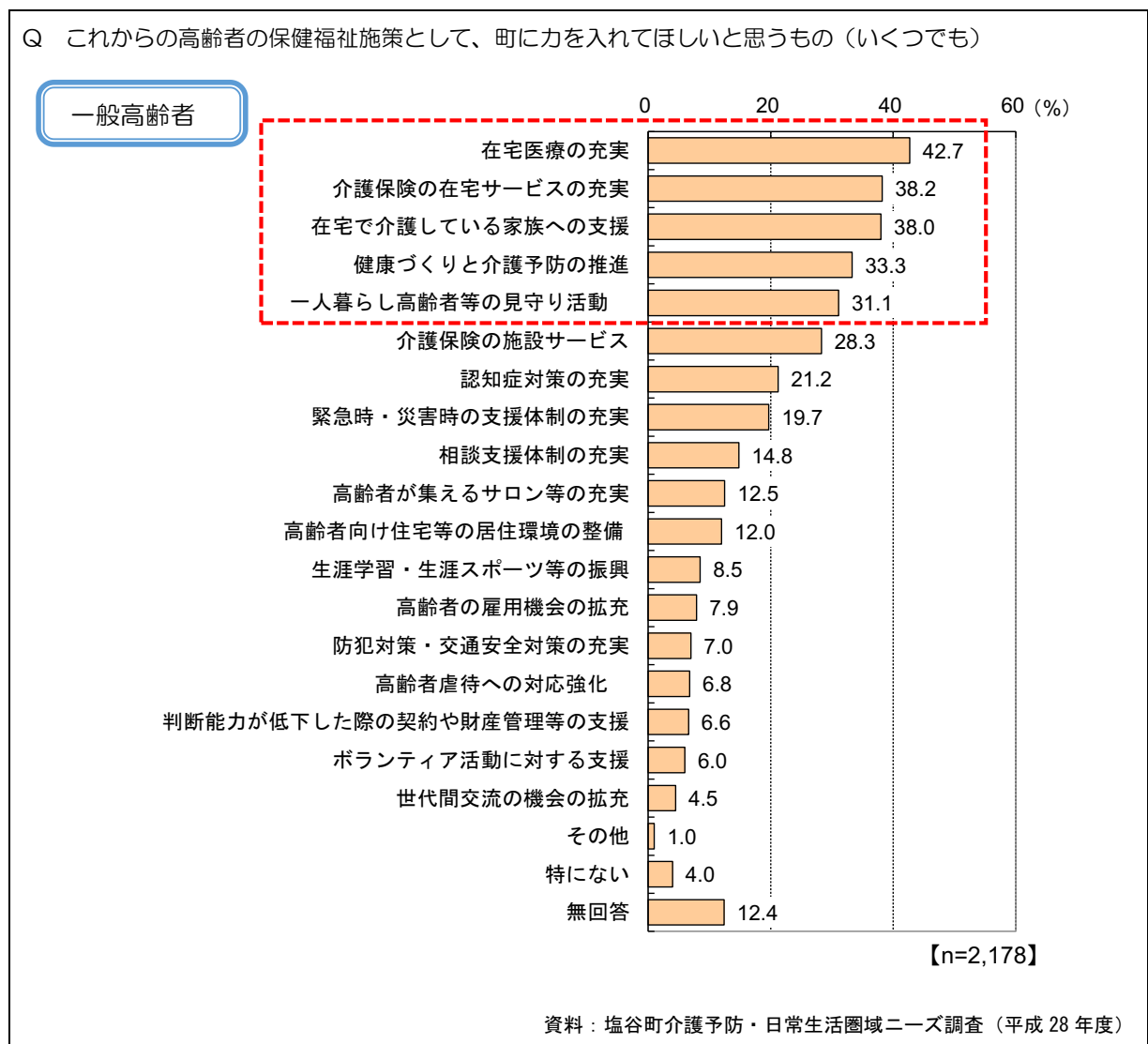
① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	一般高齢者
② 在宅介護実態調査	在宅要介護者

アンケート調査結果の分析においては、まず高齢者の支援ニーズに着目し、「町に力を入れてほしい施策」、「高齢者の不安・心配ごと」の回答結果から中心的な課題を把握した上で、調査結果を整理する方向性を検討しました。

(1) 町に力を入れてほしい施策と高齢者の不安・心配ごと

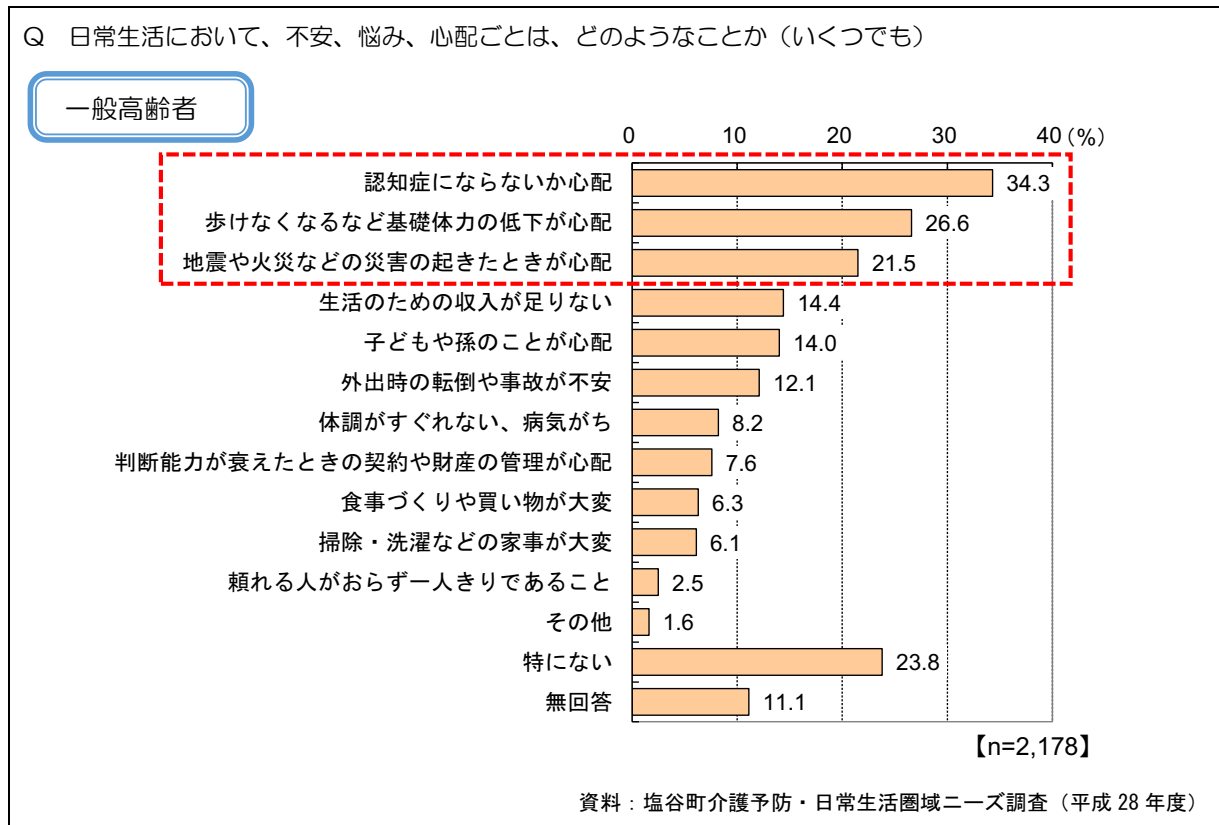
① 町に力を入れてほしい施策

- 町に力を入れてほしい高齢者施策の回答をみると、「在宅医療の充実」が42.7%で最も多く挙げられています。
- そのほか、「介護保険の在宅サービスの充実」(38.2%)、「在宅で介護している家族への支援」(38.0%)、「健康づくりと介護予防の推進」(33.3%)、「一人暮らし高齢者等の見守り活動」(31.1%)などが上位に挙げられています。



② 高齢者の日常生活の不安や心配ごと

- 日常生活においての不安、悩み、心配ごとを尋ねたところ、「認知症にならないか心配」が最も多いほか、「歩けなくなるなど基礎体力の低下が心配」、「地震や火災などの災害の起きたときが心配」が上位を占めています。



- ・町に力を入れてほしい高齢者施策についての回答結果からは、「在宅医療の充実」、「介護サービスと家族介護支援の充実」、「健康づくりと介護予防の推進」、「ひとり暮らし高齢者等の見守りと支援」などが主要な課題と言えます。
- ・高齢者の日常生活の不安や心配についての回答結果からは、「認知症対策」、「体力の低下予防、介護予防の推進」、「災害時の対策」が主要な課題と言えます。

以上を踏まえ、

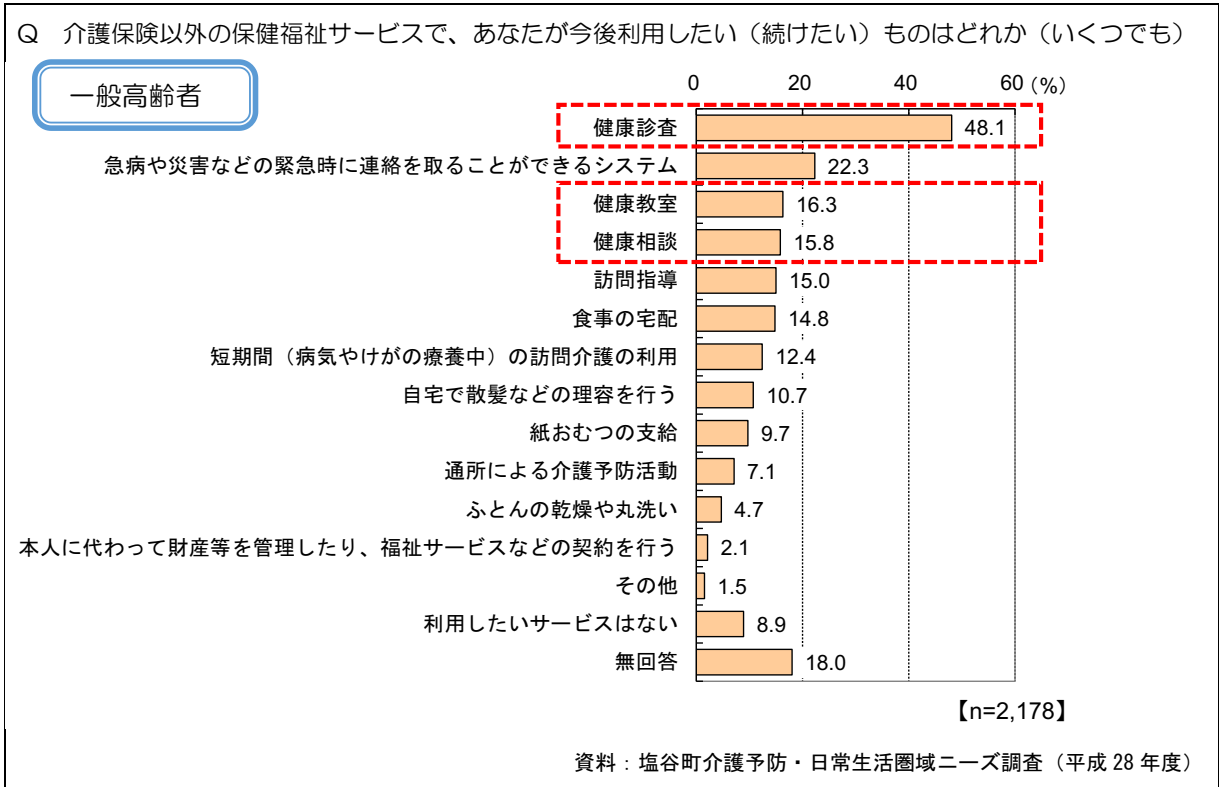
- テーマ1 健康づくりと介護予防
- テーマ2 認知症施策（予防と支援）
- テーマ3 在宅医療と家族介護支援
- テーマ4 高齢者の見守りと生活支援
- テーマ5 災害時における支援

それぞれのテーマごとに関連のある調査結果をみていきます。

(2) テーマ1 「健康づくりと介護予防」 ～介護予防事業の実施の課題など～

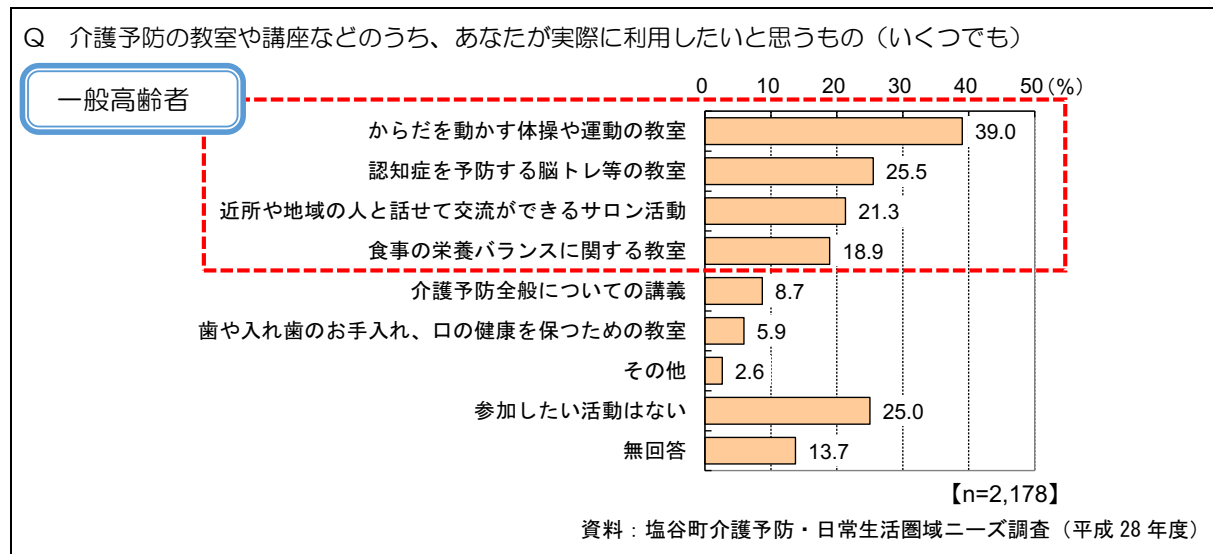
① 介護保険以外の高齢者サービス

- ・介護保険以外の高齢者保健福祉サービスについて、今後の利用希望をみると、「健康診査」が48.1%で最も多いことをはじめ、「健康教室」、「健康相談」などの健康関連の事業が上位に挙げられています。



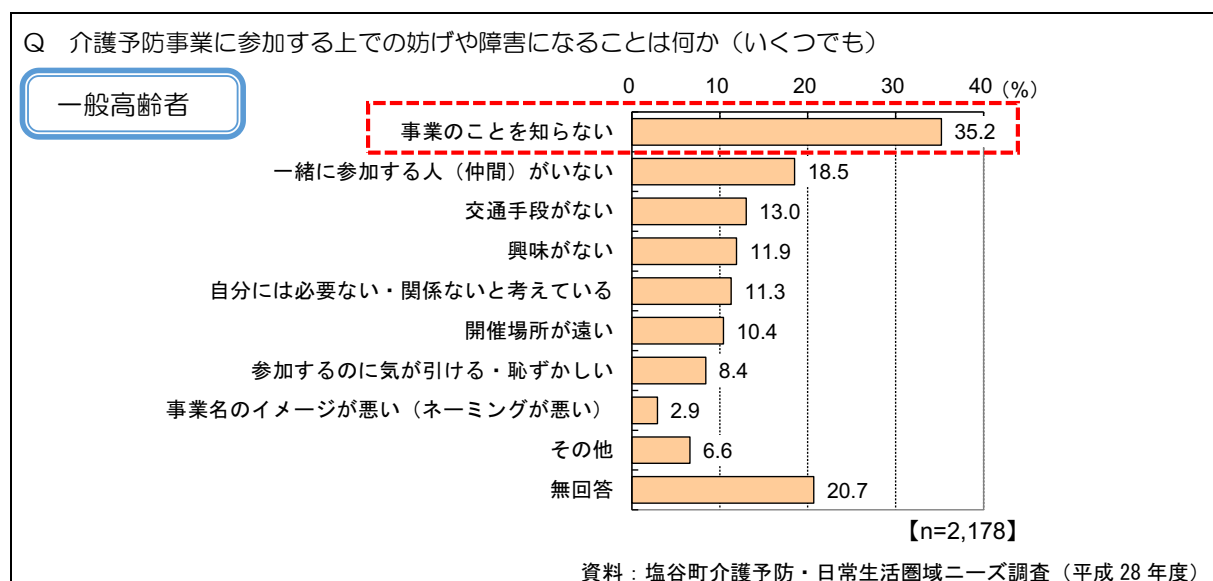
② 利用したいと思う介護予防事業

- 利用したいと思う介護予防事業として、「からだを動かす体操や運動の教室」が 39.0%で最も多く挙げられています。
- 「認知症を予防する脳トレの教室」(25.5%)、「近所や地域の人と話せて交流ができるサロン活動」(21.3%)、「食事の栄養バランスに関する教室」(18.9%)なども多く挙げられています。



③ 介護予防事業に参加する上での妨げや障害

- 介護予防事業に参加する上での妨げや障害になることは何かを尋ねたところ、「事業のことを知らない」が 35.2%で最も多く挙げられており、事業の周知が課題と言えます。

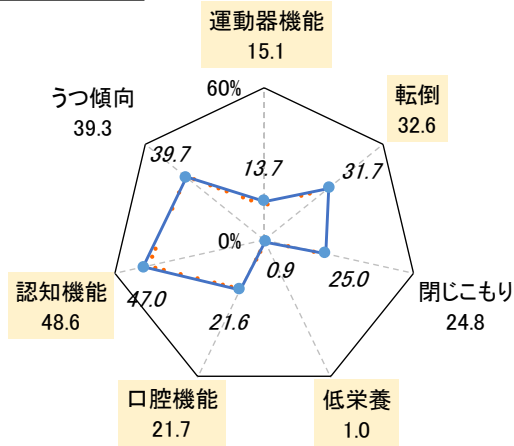


④ 各地区のリスク該当状況

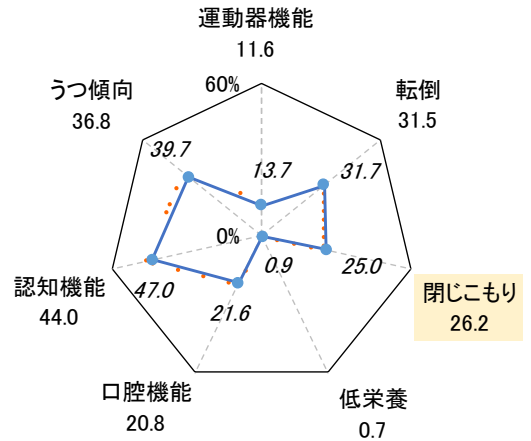
○地区によって、高齢者の生活機能リスクの該当状況が異なることから、そのような状況も踏まえ、町で実施する介護予防事業の内容の検討・調整していくことが課題と言えます。

- 「玉生地区」では、「運動器機能」、「転倒」、「低栄養」、「口腔機能」、「認知機能」の5項目について、リスク該当者割合が町全体の平均よりも高くなっています。
- 「船生地区」では、「閉じこもり」1項目について、リスク該当者割合が町全体の平均よりも高くなっています。
- 「大宮地区」では、「運動器機能」、「口腔機能」、「認知機能」、「うつ傾向」の4項目について、リスク該当者割合が町全体の平均よりも高くなっています。

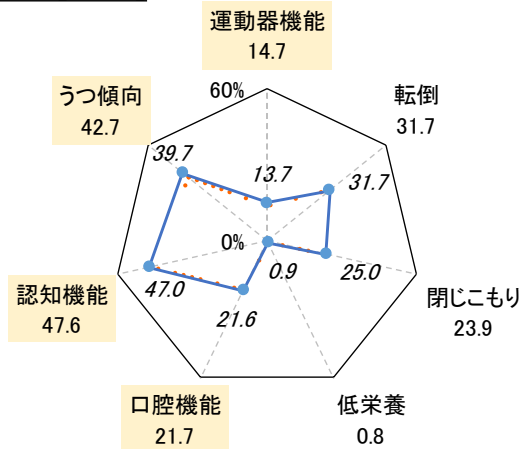
玉生地区【n=754】



船生地区【n=651】



大宮地区【n=699】



(点線及び斜体は町全体の平均値。網掛けは全体平均を上回っている数値。)

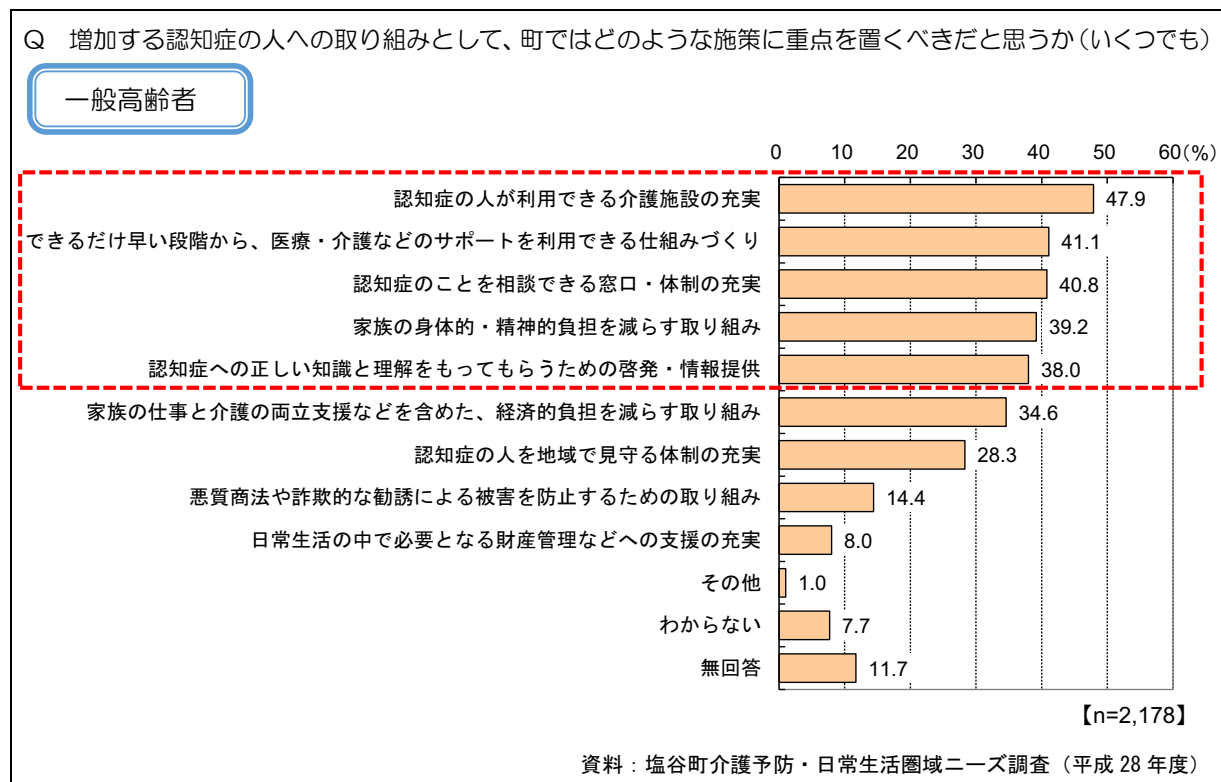
※無回答による判定不能は、分析対象外

資料：塩谷町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（平成28年度）

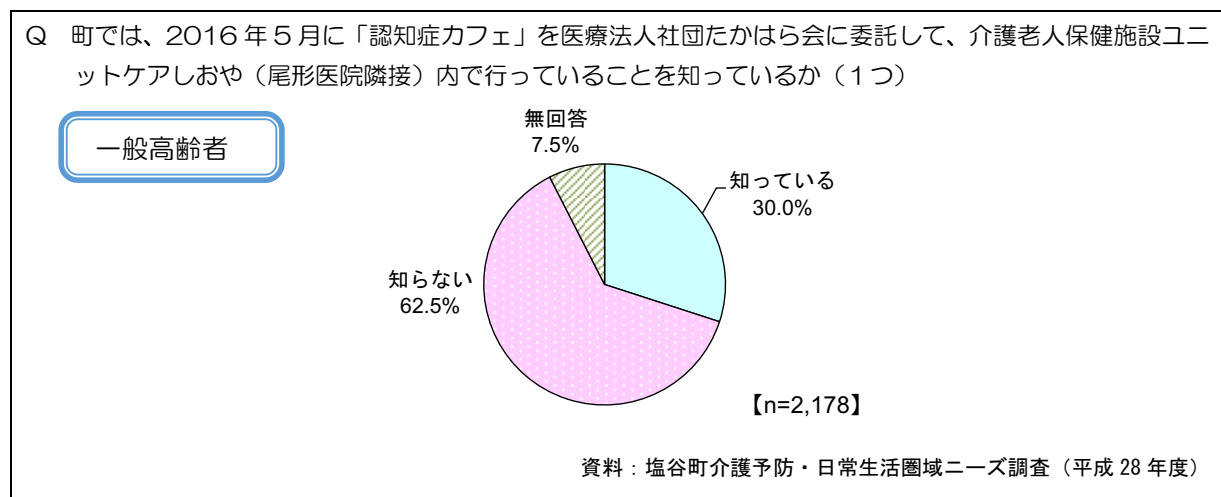
(3) テーマ2 「認知症施策」 ～認知症の予防と支援の推進～

- ・町が重点を置くべき認知症への取り組みとして、「認知症介護施設の充実」が最も多く、「早期サポートの仕組みづくり」、「認知症の相談窓口・体制の充実」、「家族の身体的・精神的負担の軽減」、「啓発・情報提供」などが多く挙げられており、その対応が今後の課題と言えます。
- ・町の「認知症カフェ」の認知度は3割となっていますが、さらなる浸透が望まれます。

① 町が重点を置くべき認知症への取り組み



② 塩谷町の「認知症カフェ」の認知度

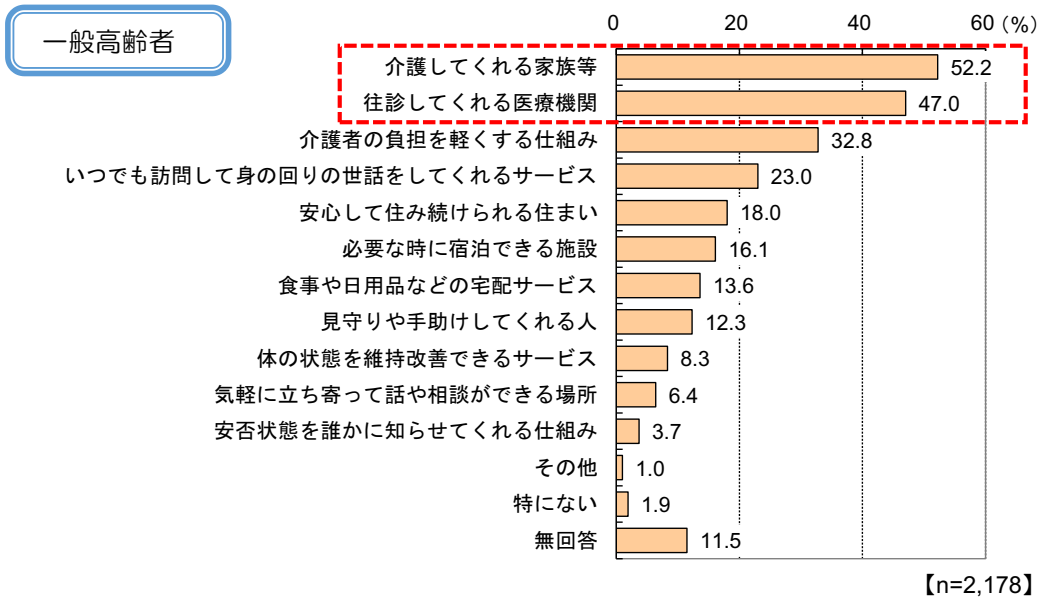


(4) テーマ3 「在宅医療と家族介護支援」～在宅で介護する家族のニーズ～

① 在宅生活を続けるために重要なこと

- ・介護や医療が必要になっても在宅で暮らし続けるために特に重要なことを尋ねたところ、「介護してくれる家族等」が52.2%で最も多いほか、「往診してくれる医療機関」が47.0%で続いています。

Q 介護や医療が必要になっても、在宅で暮らし続けるために特に重要だと思うもの（3つまで）

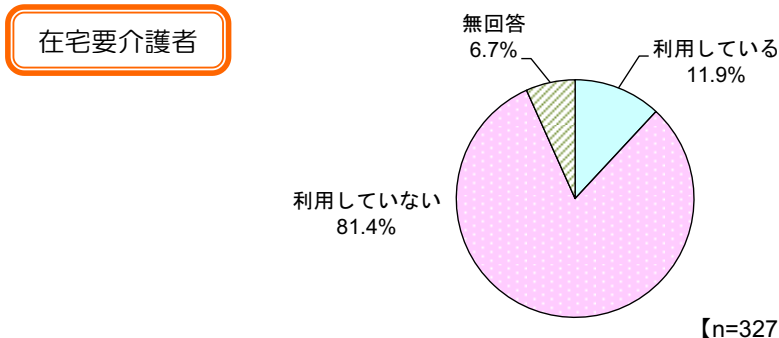


資料：塩谷町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（平成28年度）

② 在宅要介護者の訪問診療の利用度

- ・在宅で生活する要介護者のうち、訪問診療を利用している割合は1割程度となっています。

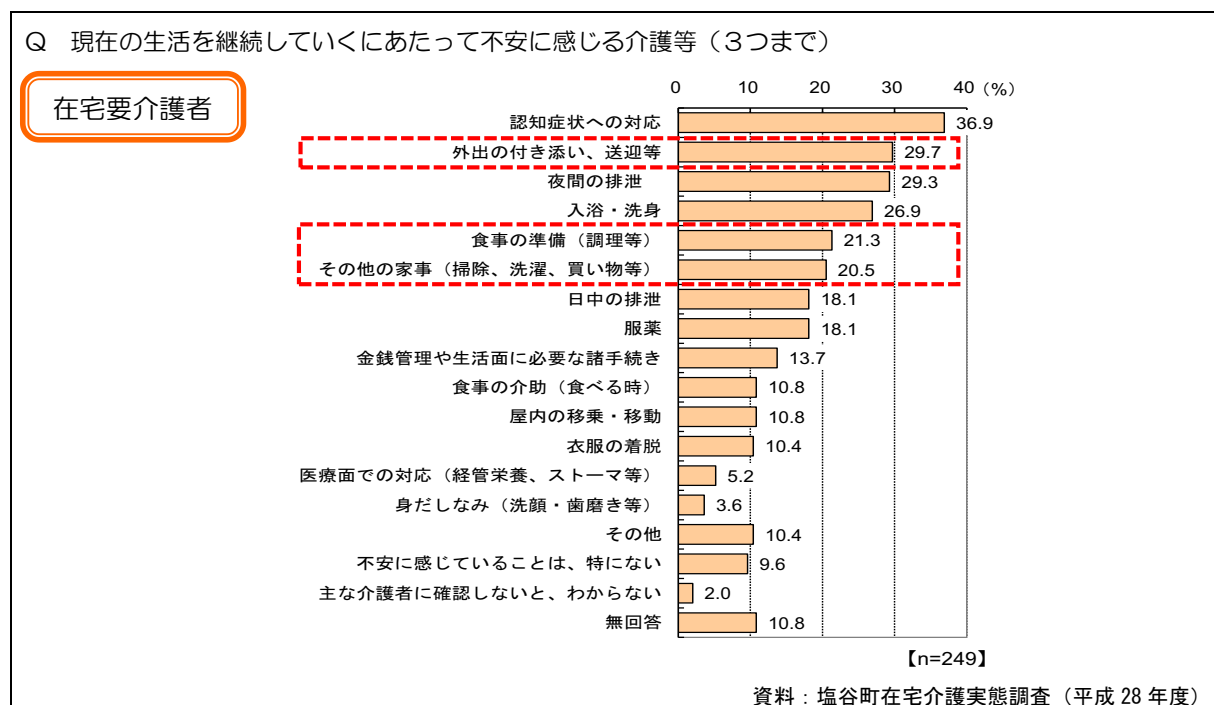
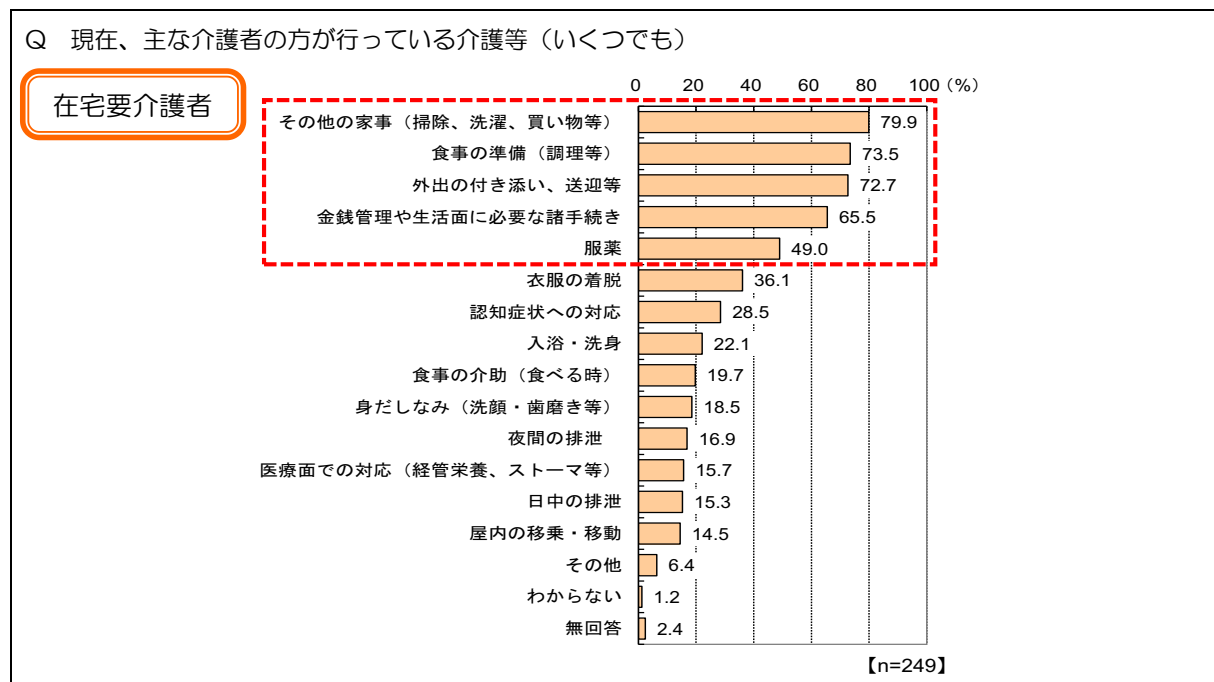
Q ご本人（認定調査対象者）は、現在、訪問診療を利用しているか（1つ）



資料：塩谷町在宅介護実態調査（平成28年度）

③ 家族や親族が「行っている介護」と「不安に感じる介護」

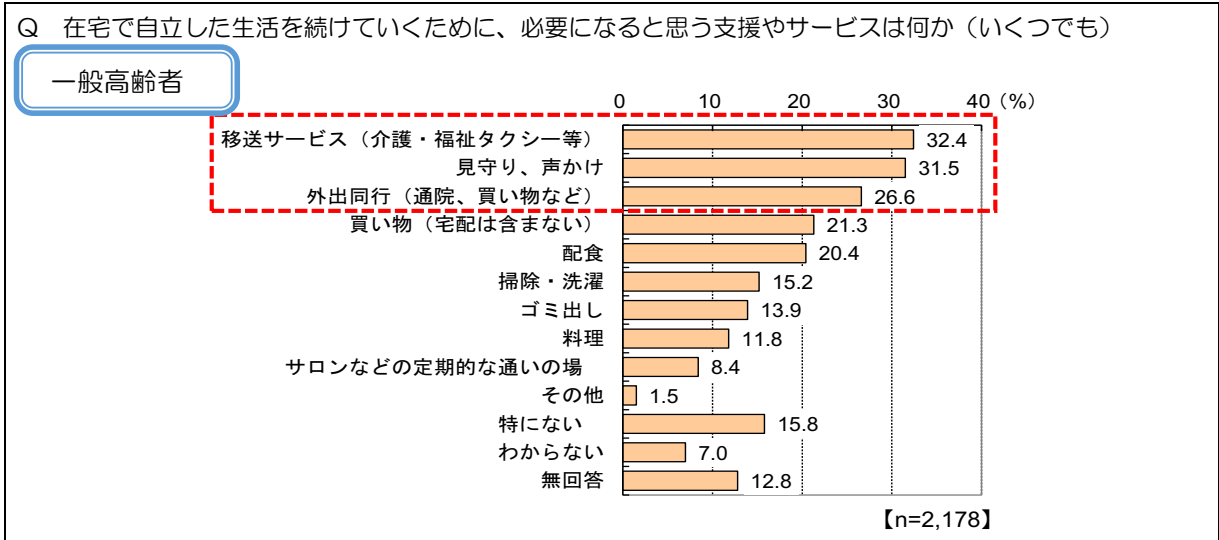
- 家族や親族が行っている主な介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「食事の準備（調理等）」、「外出の付き添い、送迎等」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「服薬」などです。
- 家族が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が最も多いものの、実際に行っている介護の上位回答と重複しているものは、「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」などとなっています。



(5) テーマ4 「高齢者の見守り・生活支援」 ～高齢者の支援のニーズ～

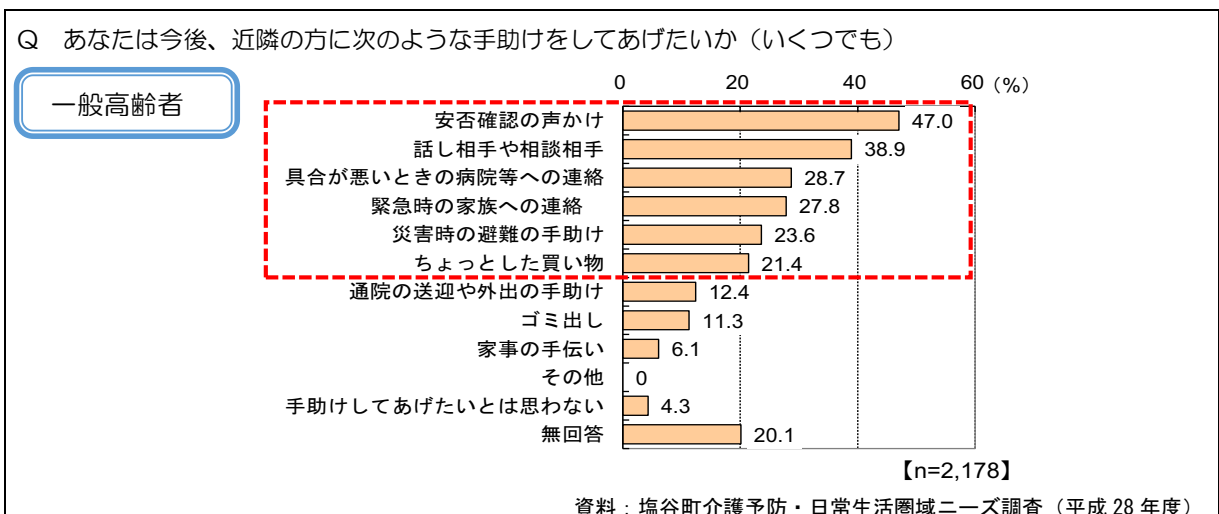
① 自立した生活を続けていくために、必要な支援やサービス

- ・在宅で生活を続けていくために必要な支援・サービスを尋ねたところ、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（32.4%）、「見守り、声かけ」（31.5%）、「外出同行（通院、買い物など）」（26.6%）などが上位に挙げられています。



② 住民による近隣の方への手助け

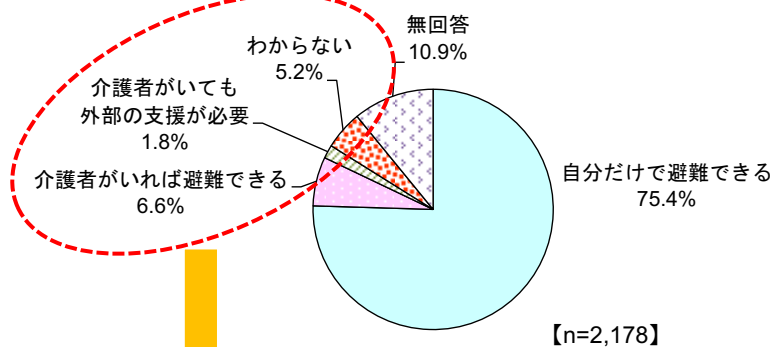
- ・今後、近隣の方に手助けしてあげたいこととして、「安否確認の声かけ」が 47.0%で最も多く挙げられています。
- ・「話し相手や相談相手」、「具合が悪いときの病院等への連絡」、「緊急時の家族への連絡」、「災害時の避難の手助け」、「ちょっとした買い物」なども多く挙げられています。



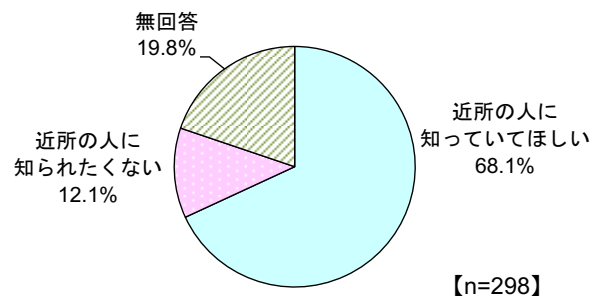
(6) テーマ5 「災害時における支援」

- 災害や火災などの緊急時に1人で避難できない人は、1割程度となっています。
- 1人では避難できない人のうち、7割近くの方は自分が緊急時に1人で避難できないこと、住所・氏名・連絡先などの情報を、「近所の人に知っていてほしい」と思っています。
- 災害時要援護者台帳（災害時要支援者名簿）の認知度は5%不足であり、さらなる周知が課題と言えます。

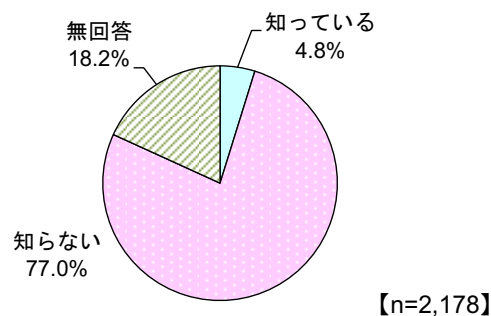
Q あなたは、災害や火災などの緊急時に、1人で避難することができるか（1つ）



Q（避難することができない方）緊急時に1人で避難できないこと、住所・氏名・連絡先などの情報を近所の方に事前に知らせておきたいと思うか（1つ）



Q 災害時要援護者台帳（災害時要支援者名簿）について知っているか（1つ）



資料：塩谷町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（平成28年度）

4 塩谷町の高齢者を取り巻く主な課題

アンケート調査結果から、高齢者の不安や心配を軽減し、QOLの向上を図る観点から本町が重点的に取り組むべき主要な課題として、

- ①健康づくりと介護予防
- ②認知症施策（予防と支援）
- ③在宅医療と家族介護支援
- ④高齢者の見守りと生活支援
- ⑤災害時における支援

の5点が挙げられます。以下、それぞれについての課題をまとめます。

（1）健康づくりと介護予防

本町の要支援・要介護認定者は増加しており、平成29（2017）年9月末での第1号被保険者（65歳以上）の認定率は16.9%となっています。

アンケート調査において、高齢者の不安や悩み・心配ごととして「認知症にならないか心配」が1位、「歩けなくなるなど基礎体力の低下が心配」が2位であり、その裏付けとして、介護予防事業の利用希望では「からだを動かす体操や運動の教室」、「認知症を予防する脳トレの教室」が多く挙げられています。【P12アンケート結果(1)②、P14アンケート結果(2)②】

また、高齢者保健福祉サービスの利用希望としては、「健康診査」をはじめ、「健康教室」、「健康相談」が上位に挙げられました。【P13アンケート結果(2)①】

高齢者の不安や心配の軽減を図るため、高齢者が健康を保つための基礎となる健康づくり事業と、いきいきとした活動的な生活を送れるための身近な地域における通いの場づくりなどの介護予防事業を展開していくことが重要です。また、事業のメニューについては参加者のニーズに応えるとともに、地区によるリスク該当状況に応じた内容に留意する必要があります。【P15アンケート結果(2)④】

さらに、介護予防事業について参加の妨げとして「活動のことを知らない」が最も多く挙げられていることから、参加の促進に向けて事業の周知と分かりやすい情報提供も課題と言えます。【P14アンケート結果(2)③】

(2) 認知症施策の推進

アンケート調査においては、認知症の方への取り組みとして町が重点を置くべき施策を尋ねたところ、「認知症の人が利用できる介護施設の充実」が最も多く挙げられたほか、「できるだけ早い段階からのサポートの仕組みづくり」、「認知症の相談窓口・体制の充実」などが上位に挙げられています。【P16アンケート結果(3) ①】

認知症は、早期に対応していくことで、回復または進行を遅らせることが期待できます。そのため、認知症の恐れのある人をいち早くキャッチし、初期の集中的な対応につなげられるような見守り体制や認知症サポーター養成講座等の認知症に対する体制を整備していくことが重要です。また、認知症となっても認知症対応型の介護サービス基盤の整備を推進していくことも課題と言えます。

また、本町が実施している認知症カフェについては、その認知度は3割であったことから、交流を通じた認知症の理解を広げるためにも、今後は更なる周知に努める必要があります。【P16アンケート結果(3) ②】

(3) 家族介護者への支援

アンケートにおいて、訪問診療を利用している要介護者の割合は1割程度であり、町に力を入れてほしい高齢者施策として、「在宅医療の充実」が42.7%で最も多く挙げられました。【P17アンケート結果(4) ②】

介護や医療が必要になっても在宅で暮らし続けるために特に重要なことを尋ねたところ、「介護してくれる家族等」が52.2%で最も多く挙げられており、在宅で生活する要介護者のうち、今後、在宅医療や看取りなどの問題も含め、在宅における家族介護をいかに支援していくかは重要な課題です。【P17アンケート結果(4) ①】

介護する家族が不安に感じる介護は「認知症状への対応」でしたが、実際に多く行っている介護との重複で言えば「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」、「家事（掃除、洗濯、買い物等）」となっています。【P18アンケート結果(4) ③】

認知症の理解の促進に努め家族の不安の軽減を図るとともに、家族介護の実質的な支援として、外出支援や家事などの負担を軽減するサービスから施設サービスまでの提供体制の確保と利用支援を図ることが重要です。また、介護者の離職を防止する観点からも、介護休業制度取得の理解促進、施設サービスの確保など、仕事と介護の両立を総合的にサポートする環境づくりが求められます。

(4) 地域における見守り・生活支援体制の整備

本町におけるひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の比率は3割程度であり、国や国や県の水準を下回るものの、それらの世帯数は着実に増加しています。

アンケート調査で、在宅生活継続のために必要なサービスを尋ねたところ、高齢者は「移送サービス」をはじめ、「見守り、声かけ」、「外出同行」など、本町においても他の市町村と同様、高齢者の移動・交通問題をはじめ、多様な支援が求められています。【P19 アンケート結果(5) ①】

反対に、近隣の方に手助けしてあげたいことを尋ねたところ、一般高齢者では「安否確認の声かけ」を5割近く、「話し相手や相談相手」を4割近くの方が挙げています。【P19 アンケート結果(5) ②】

地域において、公的なサービスと民間の支援が組み合わせられて高齢者の暮らしを支えていけるよう、善意とマンパワーが生きる地域支え合いの仕組みづくりが課題と言えます。地域住民や組織の主体的な活動を促進し、ひとり暮らし・高齢者世帯などの見守りや日常生活支援の体制づくりを推進していく必要があります。

(5) 災害時支援体制の構築

アンケート調査では、要介護認定を受けていない高齢者の方の1割程度の方が自力での避難が困難であり、そのうちの7割程度の方は、自分の個人情報や近所の人に事前に知らせておきたいと回答しています。一方、災害時要援護者台帳の認知度は4.8%にとどまっています。【P20 アンケート結果(6)】

自然災害に対しては、地震や火事・風水害等に備えたハード整備と、それだけに頼らないソフト対策を組み合わせた「減災」の考え方を進め、地域ごとに近隣に住む高齢者のいる世帯状況を把握するなど、地域住民が連携して高齢者を支援する体制づくりが必要です。

その中で、災害時要援護者の避難支援体制の構築は重要な課題であり、災害時避難行動要支援者登録制度の整備をはじめ、要支援者の個別の支援計画の作成などを進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

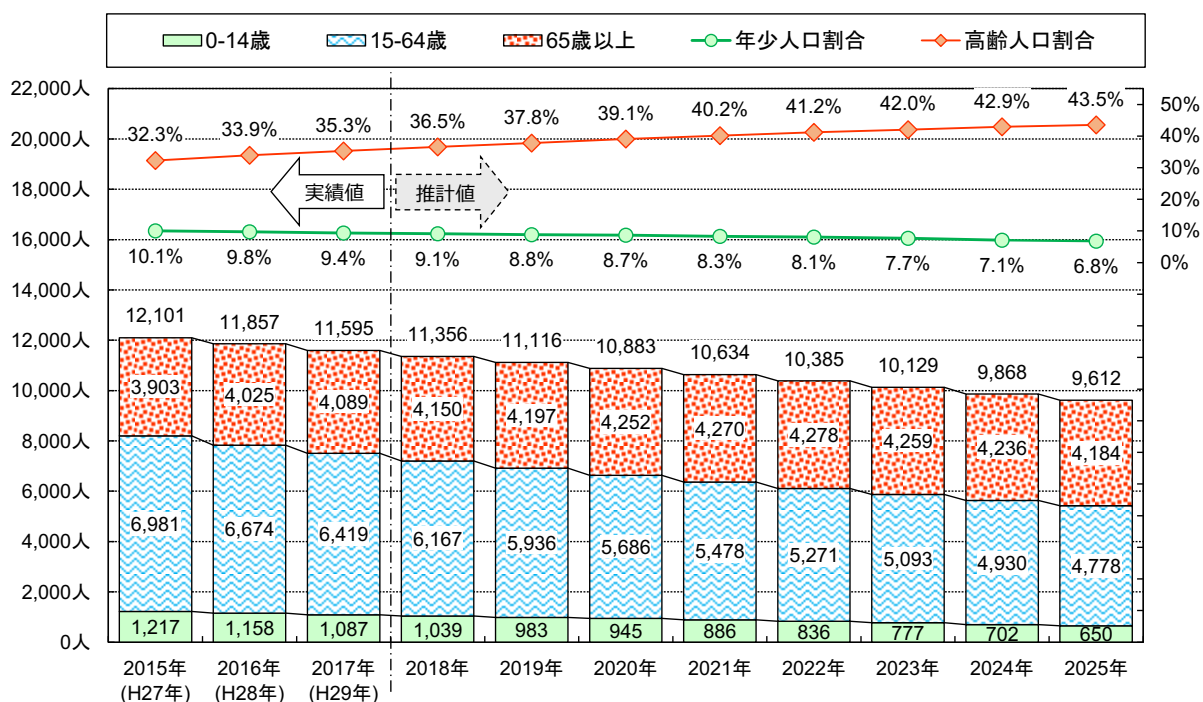
1 塩谷町の高齢者数等の将来推計

(1) 人口と高齢者数の推計

本町における人口変化率の実績値を用いて将来人口の推計を行った結果、本町の人口は減少傾向にあり、計画期間の最終年となる2020年の人口は平成29(2017)年から712人減の10,883人と推計されます。

一方、高齢者人口は増加傾向で推移することが見込まれ、2020年では4,252人と推計されます。それに伴い、高齢化率は上昇し、2020年では平成29(2017)年から3.8ポイント増の39.1%となる見込みです。

●人口と高齢化率の推計



資料：平成27～29年は住民基本台帳の実績値。

平成30年以降はコーホート変化率法*による推計値

各年10月1日現在

*コーホート変化率法：各コーホート(同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団)について過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

また、2025年においては、人口は9,612人、高齢者人口は4,184人、高齢化率は43.5%に達する見通しです。

●塩谷町の年齢区分別人口の推移と推計

(単位：人)

区 分	実績値			推計値			
	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2018年	2019年	2020年	2025年
総人口	12,101	11,857	11,595	11,356	11,116	10,883	9,612
40-64歳人口 (対総人口比)	4,094 33.8%	3,923 33.1%	3,802 32.8%	3,727 32.8%	3,642 32.8%	3,532 32.5%	3,155 32.8%
高齢者人口【65歳以上】 (対総人口比)	3,903 32.3%	4,025 33.9%	4,089 35.3%	4,150 36.5%	4,197 37.8%	4,252 39.1%	4,184 43.5%
前期高齢者【65-74歳】 (対高齢者人口比)	1,842 47.2%	1,935 48.1%	2,000 48.9%	2,069 49.9%	2,105 50.2%	2,161 50.8%	1,844 44.1%
後期高齢者【75歳以上】 (対高齢者人口比)	2,061 52.8%	2,090 51.9%	2,089 51.1%	2,081 50.1%	2,092 49.8%	2,091 49.2%	2,340 55.9%
75-84歳 (対高齢者人口比)	1,343 34.4%	1,332 33.1%	1,327 32.5%	1,291 31.1%	1,282 30.5%	1,263 29.7%	1,514 36.2%
85歳以上 (対高齢者人口比)	718 18.4%	758 18.8%	762 18.6%	790 19.0%	810 19.3%	828 19.5%	826 19.7%

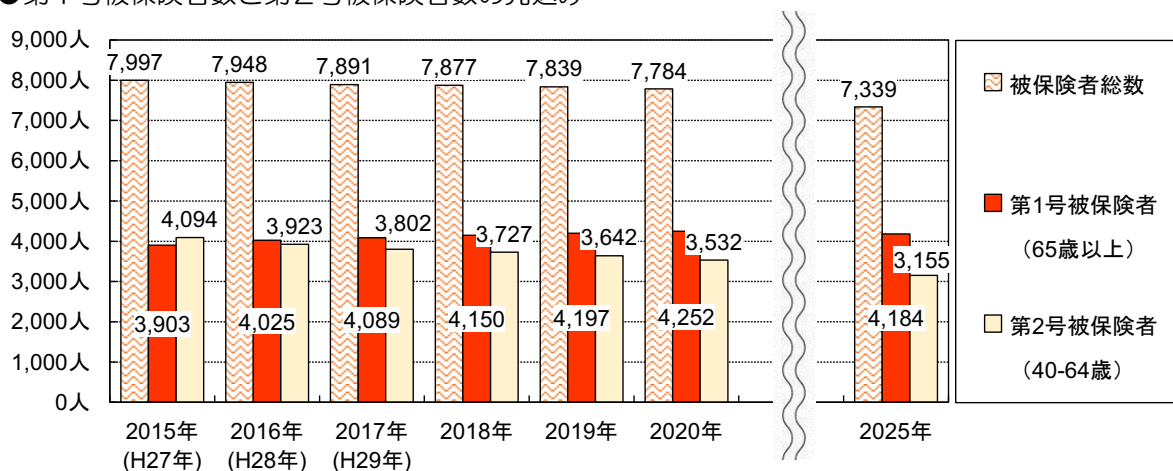
各年10月1日現在

(2) 被保険者数の見込み

推計人口から、2018年から2020年までの介護保険の第1号被保険者、第2号被保険者数の今後の増減を見ると、第1号被保険者数は増加傾向、第2号被保険者数は減少傾向で推移することが見込まれ、2020年の被保険者数は、第1号被保険者が4,252人、第2号被保険者は3,532人の合計7,784人と推計されます。

また、2025年の被保険者数は、第1号被保険者が4,184人、第2号被保険者は3,155人の合計7,339人と推計されます。

●第1号被保険者数と第2号被保険者数の見込み



資料：平成27～29年は住民基本台帳の実績値

平成30年以降はコーホート変化率法による推計値

各年10月1日現在

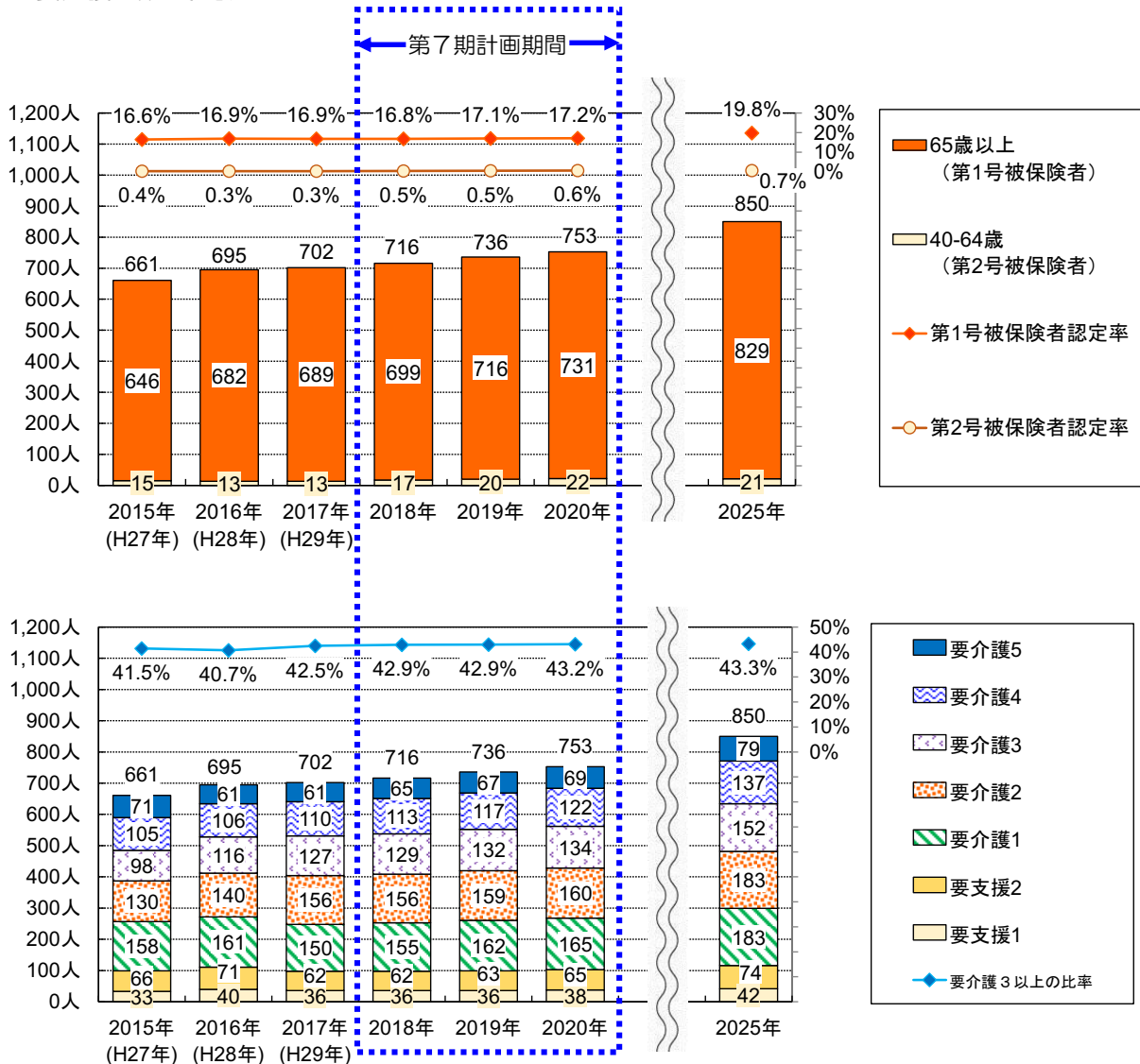
(3) 要支援・要介護者数の推計

本町の人口推計結果及び要支援・要介護者の認定率（出現率）の実績、介護予防効果などを踏まえ、2020年以降の要支援・要介護者数を推計しました。

本町の要支援・要介護者数は増加傾向にあることから、第7期計画期間である2018年度から2020年度の各年においても認定者数の増加が見込まれ、2020年における認定者数は平成29（2017）年より51人増の753人と推計されます。

また、2025年の認定者数は850人と推計されます。

●要介護者数の推計



資料：平成27～29年は介護保険事業状況報告の実績値。平成30年以降は推計値。

各年9月末日現在

2 計画の基本理念

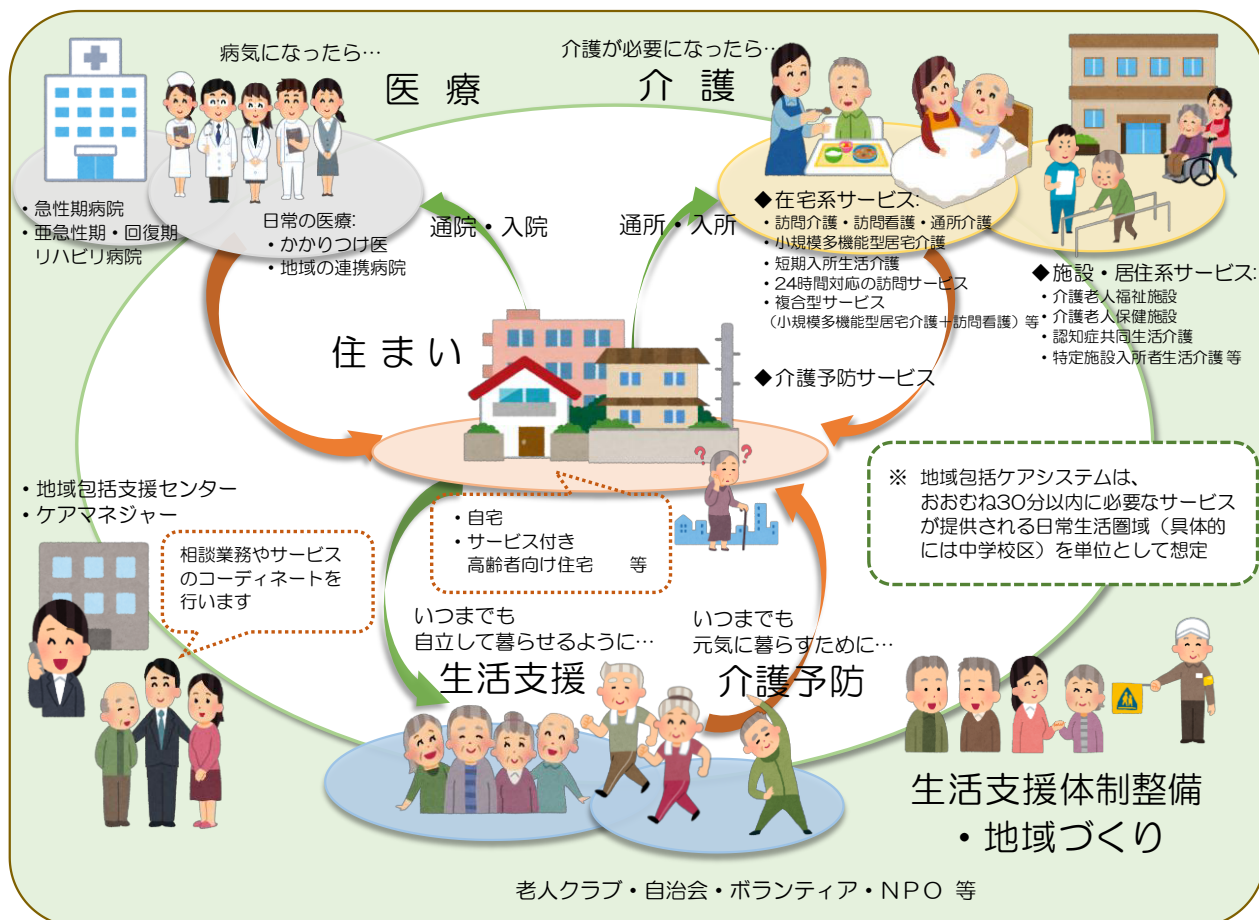
本計画は、第5期計画からの地域包括ケアシステムの構築に向けた方向性を継承することから、従来の計画の基本方針を継承し、以下を基本理念とします。

支え合う あたたかな地域づくりをめざして

これから、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年へと向かう過程において、地域においては高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者などの増加が予想されます。

その対応を図るための鍵を握る「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

■地域包括ケアシステムのイメージ



また、地域包括ケアシステムは、高齢者に対するケアを想定していますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、自立した生活を支援するという考え方は、障がい者、子どもと子育て家庭、生活困窮者などに対する支援にも応用することができます。

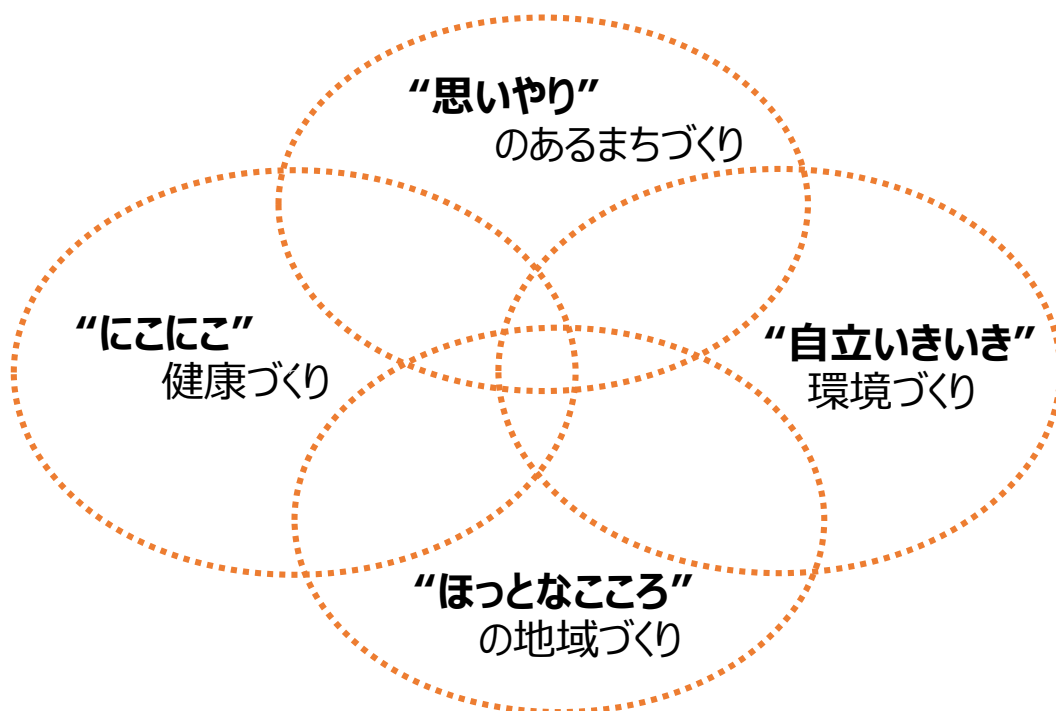
その考え方に基づき、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会を「地域共生社会」と言います。

地域共生社会の実現に向け、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を総合的かつ効果的に解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村に求められています。

基本理念のもと、本町の各地域においてこのシステムの構築をさらに進め、深化・推進を図ることが第7期の課題です。地域に暮らす高齢者や家族が幸せな生活を送れるよう、町民、地域の活動団体、関係機関、行政の連携のもと、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。高齢者が安心して自分らしい生活を営めるよう、必要な医療・介護サービスと地域における支え合いが組み合わせられたあたたかい地域づくりを推進します。

3 計画の基本目標

基本理念の実現、地域包括ケアシステムの推進に向け、4つの基本目標に掲げ、施策を展開します。



●基本目標1 “にこにこ”健康づくり

健康はいつまでもいきいきと暮らしていくための最も基本的な要件です。高齢期の不安として、認知症の心配、基礎体力の低下などが多くみられることから、地域の実情を踏まえながら介護予防事業や保健事業を展開していきます。

また、人とのつながりや交流、趣味や生きがいは、心身の健康や介護予防にも密接に関連します。高齢者が、自分の好きなことに取り組んだり、地域の人との関係性の中で自分の役割を持って生活できるよう、社会参加や交流の機会の充実と参加の促進にも取り組んでいきます。

●基本目標2 “思いやり”のあるまちづくり

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立して暮らし続けるためには、住まいをはじめとする生活基盤はもちろん、それぞれが必要とするサービスや支援を受けることができる生活環境が必要です。

地域包括支援センターを中核とした相談支援機能の充実を図り、ニーズに即した福祉サービスや支援につなげていきます。さらに、防災・防犯対策、避難支援体制の整備、虐待防止や権利擁護の取り組みなどを通じて、高齢者が安心・安全に生活できるまちづくりを推進します。

●基本目標3 “ほっとなところ”の地域づくり

地域において、医療を要する人、認知症の人、介護を要する人など、あらゆる高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活をサポートする体制整備や関係機関の連携体制の充実を図ります。

さらに、本人のみならず家族への支援を図るとともに、地域の住民が温かく見守る地域づくりを推進します。多様なサービスと支援が連動して提供されるケアシステムの基盤づくりに向け、高齢者自身も含めた住民の自主的な地域福祉活動が活発に行われ、住民同士が支え合う地域づくりを推進していきます。

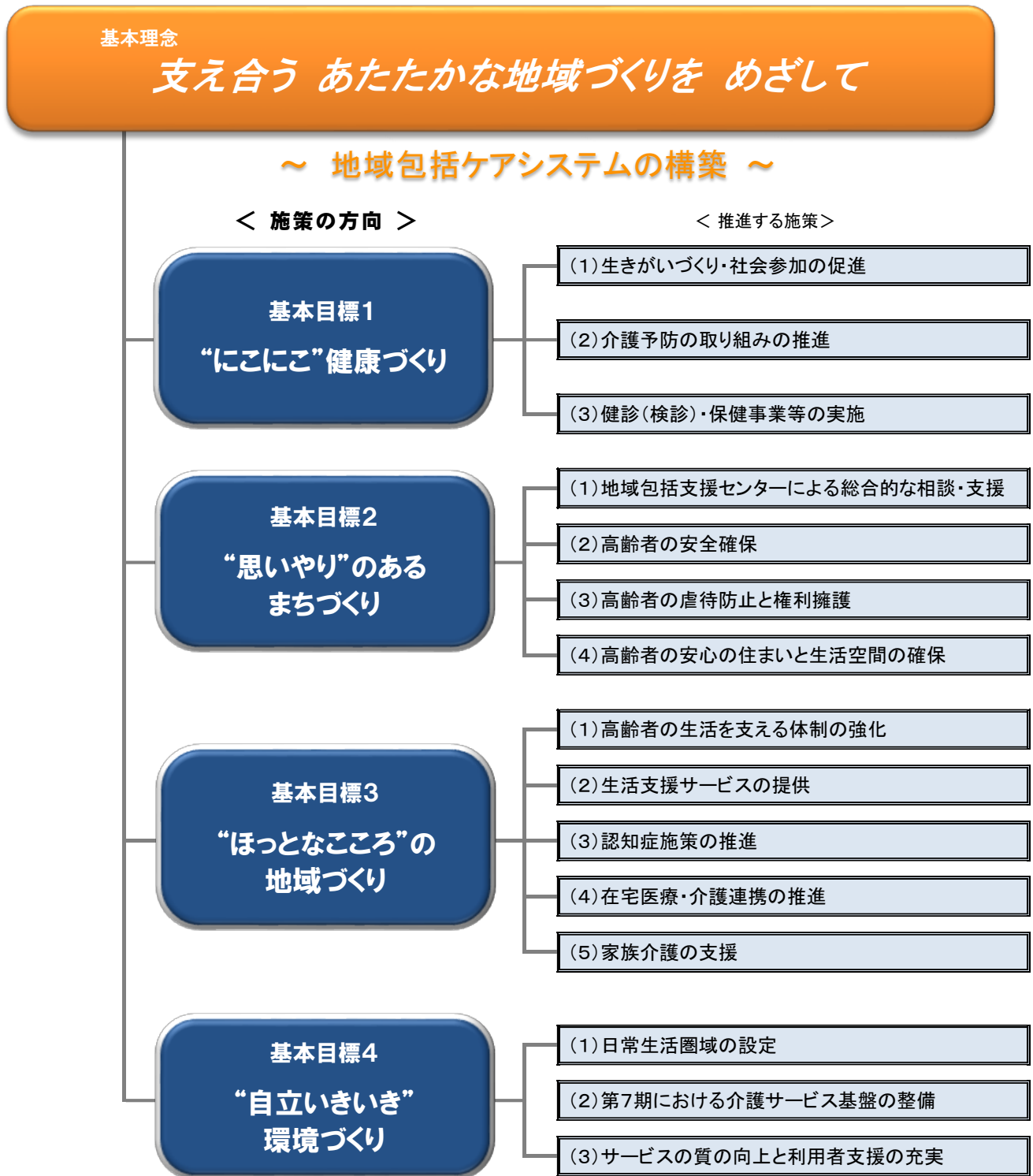
●基本目標4 “自立いきいき”環境づくり

今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、要介護者のニーズに合わせた在宅での通所・訪問サービス、施設や居住系のサービスの提供体制の確保を図るとともに、サービスの質の向上や介護人材の確保に向けた支援に努めます。

介護保険制度の活用により、介護が必要になっても、本人と家族が安心して暮らせるようにサービスを安定供給できる基盤の整備を推進しながら、適正な介護保険事業の運営に努めます。

4 計画の体系

基本理念及び基本目標に基づく、本計画の体系は次のとおりです。



第4章 施策の展開

1 “にこにこ”健康づくり

～ 健康・生きがいづくりと介護予防の推進 ～

(1) 生きがいづくり・社会参加の促進

住民主体の身近な地域における交流の場づくりや交流機会の充実に努め、高齢者同士さらには世代間での交流を促進します。

高齢者が地域との関わりを持ち、多様な活動に積極的に参加し、生きがいのある生活が営めるよう社会参加の機会の充実に努めます。

① 地域のサロン活動の推進

概要・現状

介護予防ボランティア講座修了者や民生委員等を中心とした、住民主体の集いの場である「地域サロン」づくりを推進しており、平成 29（2017）年 12 月現在では 5 地区で展開しています。

実績と見込み

		第 6 期実績値			第 7 期計画値		
		2015 年度 (H27 年度)	2016 年度 (H28 年度)	2017 年度 (H29 年度)	2018 年度	2019 年度	2020 年度
サロン数	(か所)	未実施	未実施	5	10	20	30

※平成 29 年度の実績値は、平成 30 年 2 月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

今後も、高齢者が自力で歩いて行くことのできる身近な地域の集いの場である「地域サロン」を行政区ごとに設置できるよう、地域の担い手の育成を並行して行いながら、住民主体による設置と運営を支援していきます。

② 老人クラブ活動

概要・現状

ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会等を開催し、高齢者がクラブ活動を通じてお互いに親睦を深めながら、高齢期の生活を健全で豊かなものにし、生きがいを持つことを目的に活動しています。また、老人クラブの活動は、高齢者の社会参加活動として重要な役割を果たしています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
老人クラブ数	(団体)	31	31	27	27	27	27
会員数	(人)	638	611	514	500	500	500

※各年4月1日現在

資料: 塩谷町保健福祉課

今後の方針

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加していることから、高齢者の孤立を防ぎ、健康づくりを推進するために老人クラブへの積極的な参加を促します。

また、リーダー不足によるクラブ活動の停滞や解散するケースもあることから、リーダーの養成と魅力ある老人クラブづくりを支援します。

③ 高齢者学級の開催

概要・現状

65歳以上の方を対象に、健康教室、野外学習、スポーツ交流等を開催し、高齢者の健康維持と生きがいづくりを推進しています。また、コミュニティセンター等までのバスの送迎を行っています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
実施回数	(回)	8	8	8	9	9	9
延参加者数	(人)	222	237	233	250	250	250
実人数	(人)	113	106	102	120	120	120

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料: 塩谷町生涯学習課

今後の方針

高齢者向けの講座であり、高齢者にとって生きがいづくりと生涯学習の場になっていることから、今後も高齢者のニーズに合った講座が開催できるよう、内容の充実を図るとともに、周知活動に努めます。

④ 生涯学習・スポーツ講座の開催

概要・現状

気功エクササイズ講座、草木染め講座、そば打ち学習会等の各種教室を開催し、学習の情報を提供するとともに学習の機会を提供しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
教室数	(教室)	15	16	18	18	18	18
延参加者数	(人)	190	289	181	240	240	240
実人数	(人)	143	226	132	150	150	150

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町生涯学習課

今後の方針

全町民対象の事業ではありますが、退職後の生きがいづくりとなるよう、特に団塊世代が受講しやすい環境を整え、そのニーズに合った教室・講座の開設に努めます。受講からコミュニティへ活動の参加を促すような、生活に密着したメニュー構成や仕組みを検討していきます。

⑤ 生きがいデイサービス（あっちこっち）

概要・現状

介護保険のサービスに該当しないひとり暮らしや、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、週3回老人福祉センターにおいて、レクリエーションや、生活指導・健康チェック・入浴サービス等を実施しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
延参加者数	(人)	1,227	1,102	1,080	1,110	1,140	1,170
実人数	(人)	22	25	25	30	30	30

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

今後は、新規での参加を募るため周知活動に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、内容の充実を図ります。

また、総合事業との整合性を図るため、事業の在り方を検討します。

⑥ 敬老行事の開催

概要・現状

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者の健康と長寿をお祝いするとともに、町民一人ひとりが、高齢社会に対して理解と関心を深めるため、行政区の協力を得ながら、75歳以上の高齢者を対象に、敬老の集いを実施しています。

さらに、敬老の日を中心とした老人週間の関連事業として、慶賀訪問を実施しています。

また、高齢者の長寿を祝い、88歳時、99歳時、100歳時に敬老祝金を支給しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
敬老の集い参加者数	(人)	2,070	2,084	2,049	2,100	2,150	2,200
慶賀訪問対象者数	(人)	65	89	95	130	170	220
敬老祝金支給者数	(人)	84	106	80	110	100	140

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

全国的に高齢化と長寿化が進行し、敬老会の被招待者が急速に増えていることで、事業費の増大が課題となっています。しかし、その一方で、高齢者を敬うという「敬老精神」は、引き続き尊重されるべきであり、こうした状況を踏まえ、時代に即した敬老事業の在り方について検討します。

⑦ シルバー人材センターの支援・育成

概要・現状

シルバー人材センターは、定年退職後等の社会参加を希望する高齢者の方を対象に、自己の労働能力を活用し、就業機会の増大と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりを目的として運営しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
加入者数	(人)	111	115	115	110	115	120

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町シルバー人材センター

今後の方針

新規就業開拓等により、会員の増加や就業機会の増大を図り、運営の安定化を推進します。また、今後もシルバー人材センターの運営事業費の一部を補助し、高齢者の就業機会の確保に努めます。

⑧ ボランティア活動の充実

概要・方針

ボランティア活動を通して、高齢者が積極的に社会参加でき、世代間での交流の機会の場となるよう支援を行います。

町民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、高齢者がまちづくりの担い手として活動しやすい環境づくり（ボランティアセンターやボランティアポイント等）に取り組みます。

また、ボランティアや地域の助け合いによって、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって健やかに生活を続けていくための支援を行います。

(2) 介護予防の取り組みの推進

高齢者の日常的な健康づくりを促進するとともに、生活機能に心配のある高齢者に対しては、要支援・要介護状態になることを予防するための取り組みを推進します。要介護者も含めた様々な健康レベルに合わせ、生活機能の低下を予防するための取り組みを推進します。

① 介護予防教室 ～火曜サロン・すいすい教室・きんきん教室～

概要・現状

65歳以上の方を対象に、週に1回レクリエーションや体操を行う介護予防教室を実施するとともに、介護予防に関する普及啓発を行っています。

大宮地区では「火曜サロン」、船生地区では「すいすい教室」、玉生地区では「きんきん教室」を実施しており、新たな地域の担い手であるボランティアを中心に運営されています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
実施回数	(回)	85	108	133	140	150	160
延参加人数	(人)	1,915	1,749	2,200	2,300	2,400	2,500
実人数	(人)	52	52	60	70	80	90

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

※平成28年度まで 一次高齢者事業で3教室（にこにこ、火曜サロン、はつらつ）

※平成29年度から 一般介護予防事業（介護予防教室）で3教室

今後の方針

事業を継続するとともに、参加の促進を図るための周知に力を入れていきます。

参加者は年々増加傾向にありますが、身近な地域で生活に密着した「通いの場」の創出が課題であり、「地域サロン」との整合性を図っていきます。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと健やかに住み続けられるための一助になるような事業展開を今後検討します。

② げんき楽々教室（通所型サービスC 短期集中予防サービス）

概要・現状

要支援・要介護状態になるおそれの高い65歳以上の方を対象に、運動指導士・栄養士・歯科衛生士による、運動機能・栄養・口腔機能の向上プログラムを実施し、要介護状態とならないよう支援しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
実施回数	(回)	47	31	12	24	36	45
延参加人数	(人)	521	448	200	450	700	880
実人数	(人)	60	50	17	50	60	70

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

※平成28年度まで 2次高齢者事業で3地区実施

※平成29年度から 通所型サービスCで実施 1箇所

今後の方針

専門職の連携による事業展開を図り、高齢者が自立した地域生活を継続できるよう支援を行います。

③ 地域リハビリテーション活動支援事業

概要・現状

心身機能、活動、参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるため、リハビリテーション職の活用を図り、自立支援につながる地域の取り組みを促進しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
派遣回数	(回)	未実施	未実施	13	20	30	40

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

リハビリテーションの専門職が、地域のサロン活動に通う方や介護職員に対して、介護予防に関する助言を行います。また、地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援を行います。

④ 介護予防ボランティア養成講座

概要・現状

介護予防に関する知識や技術を身につけ、地域のサロン活動や訪問介護事業の支援者となるサポーターを養成しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
講座実施回数	(回)	未実施	8	8	16	24	32
育成人数	(人)	未実施	20	10	25	30	35

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

住民主体の集いの場や訪問事業を推進していくため、地域の新たな担い手となるサポーターの育成に引き続き取り組んでいきます。

⑤ 介護予防把握事業

概要・方針

地域の関係機関や民生委員等との連携のもと、専門職による基本チェックリストを実施し、要介護状態等となるおそれの高い状態にある高齢者を早期に発見し、適切な介護予防事業につなぎます。

⑥ 通所型サービス

概要・現状

要支援1・2の介護認定を受けた方、事業対象者（基本チェックリストにより生活機能に低下がみられると判定された方）に、介護サービス事業所において、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活などに関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を提供しています。

平成29（2017）年度より、従来の介護保険の予防サービスから地域支援事業に移行し、対象者を拡大してサービスを提供しています。

実績と見込み

（1か月当たり）

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防通所介護相当サービス利用者数	(人)	未実施	未実施	10	15	20	25

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

今後もサービス事業所との連携を図り、必要なサービスの確保を図ります。

⑦ 訪問型サービス

概要・現状

要支援1・2の介護認定を受けた方、事業対象者（基本チェックリストにより生活機能に低下がみられると判定された方）に、訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、調理・掃除・洗濯などの家事や生活に関する相談や助言など日常生活上の必要なサービスを提供しています。

平成29（2017）年度より、従来の介護保険の予防サービスから地域支援事業に移行し、対象者を拡大してサービスを提供しています。

実績と見込み

（1か月当たり）

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防訪問介護相当サービス利用者数	(人)	未実施	未実施	10	15	20	20

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

今後もサービス事業所との連携を図り、必要なサービスの確保を図ります。

(3) 健診(検診)・保健事業等の実施

高齢者の健康増進を図るため、生涯を通じた生活習慣病予防対策として、保健事業及び各種検診事業を実施します。

① 特定健康診査

概要・現状

40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査を実施し、生活習慣病の予防を推進しています。また、健診後の結果により健康の保持に努める必要がある方を対象に、特定保健指導を実施しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
受診率	(%)	41.8	41.4	41.5	42.0	45.0	48.0

資料: 塩谷町住民課

今後の方針

特定健診受診率が、やや増加傾向にあります。今後は、意識啓発による健診の受診率向上を図るとともに、保健指導等の内容の充実に努めます。

② 後期高齢者健診

概要・現状

町内5医療機関への受診の案内や経費の支払い、負担金申請など、後期高齢者の健診費用を助成し、後期高齢者の健康保持と管理を推進しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
受診率	(%)	36.9	34.8	35.0	36.0	37.0	38.0

資料: 資料: 塩谷町住民課

今後の方針

後期高齢者は、ほぼ横ばいの状況となっています。事業内容について未受診者への周知活動に努め、町内医療機関との連携を密にして、今後受診率の向上につながるよう、努めていきます。

③ がん検診

概要・現状

疾病の早期発見・早期治療を目的に、胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮頸がん・乳がんの集団検診や、子宮頸がん・体がんの医療機関個別検診を実施しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
胃がん検診受診率	(%)	14.9	8.2	9.0	10.0	12.0	15.0
肺がん検診受診率	(%)	32.5	22.3	23.0	24.0	25.0	28.0
大腸がん検診受診率	(%)	22.0	14.1	15.0	16.0	18.0	20.0
子宮頸がん検診受診率	(%)	20.2	15.7	16.0	17.0	18.0	20.0
乳がん検診受診率	(%)	23.0	19.0	20.0	20.0	22.0	25.0

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

検診の実施日時について、土日検診を継続します。さらにより受診しやすい日時・場所の設定や検診にかかる待ち時間の短縮や料金の在り方を検討し、受診率の向上に努めます。

④ 歯周疾患検診

概要・現状

20歳以上の方を対象に、歯周疾患の早期発見・早期治療および予防を目的に、歯周病疾患検診を実施しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
受診者数	(人)	28	31	35	37	40	43

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

歯周疾患検診の内容や重要性があまり理解されていないため、検診希望者が少ない状況となっています。

今後、広報や検診のお知らせ用紙を利用し、対象者への周知や歯周疾患に対する理解と、予防の重要性について周知活動に取り組み、受診率の向上を図ります。

⑤ 個別栄養相談会

概要・現状

健康についての正しい知識と、重要性を認識してもらうため、健診の結果に基づき栄養士による個別栄養相談会を月1回実施しています。個別に健診結果等を説明し、それぞれ個人に合った健康増進の方法について助言しています。また、個別のニーズに対応し、家庭訪問による個別相談も行っています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
実施回数	(回)	27	33	40	50	55	60

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

今後ますます住民の健康に対する関心が高まることが見込まれるため、月一回の定例開催と家庭訪問対応により、ニーズに合った事業を展開します。

⑥ 高齢者インフルエンザ予防接種

概要・現状

65歳以上の方を対象に、インフルエンザの発病・まん延を予防するため、予防接種を行っています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
接種率	(%)	55.6	56.1	56.5	60.0	65.0	66.0

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

高齢者をインフルエンザから守るため、今後も事業の維持継続を図るとともに、インフルエンザ予防の意識啓発と周知活動に努めます。

2 “思いやり”のあるまちづくり

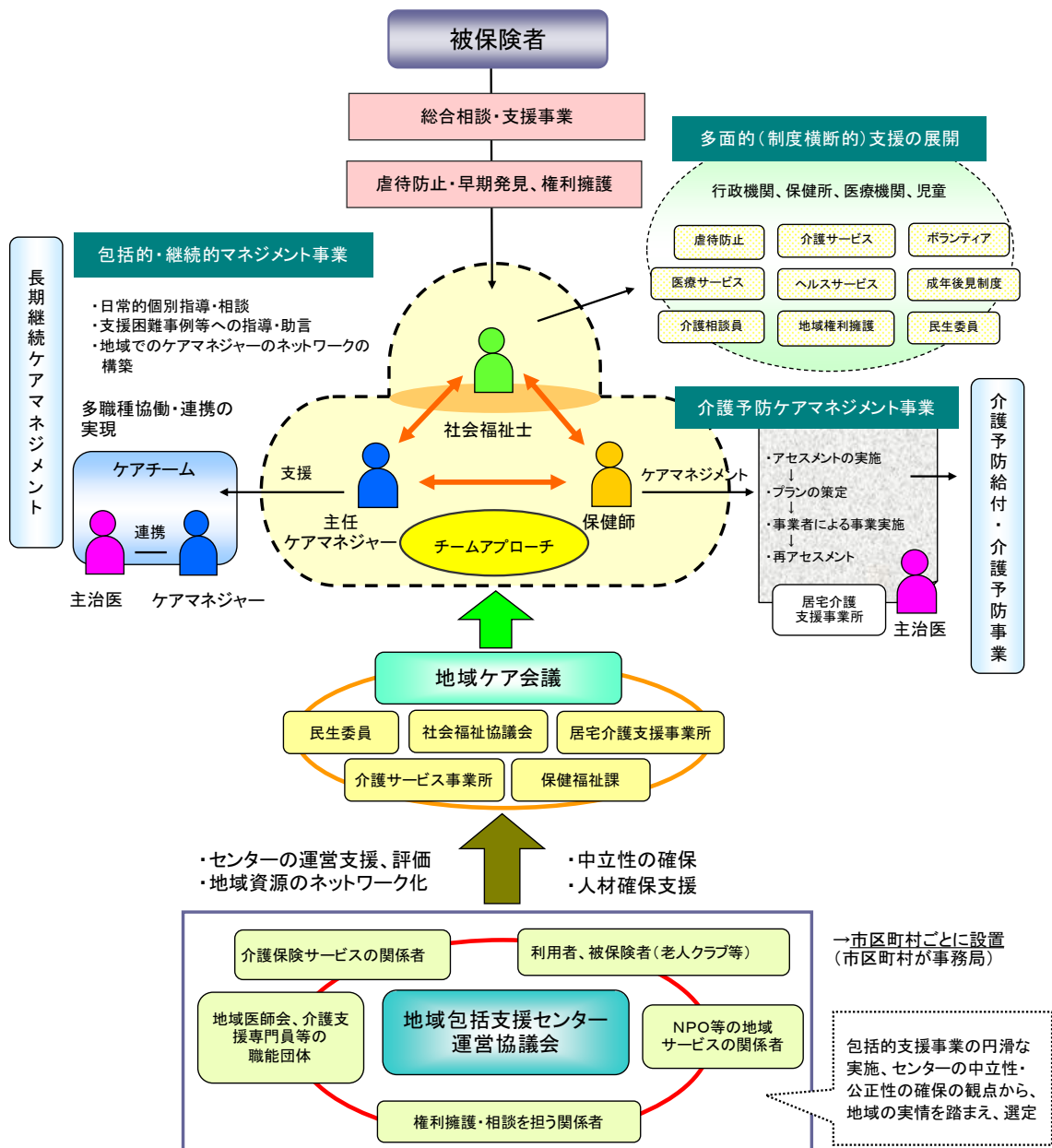
～ 高齢者の安心・安全・快適な生活環境の整備 ～

(1) 地域包括支援センターによる総合的な相談・支援

地域包括支援センターは、地域における医療・介護・保健・福祉などのワンストップの相談窓口であり、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種の職員が各自の専門性を活かしながら連携して総合的な支援を行います。

本町においては、高齢者支援課内に設置しており、住民からの相談対応、介護予防ケアプランの作成、ケアマネジャーの支援、介護予防教室の実施など、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な支援を行っています。

●地域包括支援センターの体制と機能



概要・現状

地域包括支援センターにおいて、高齢者及び家族等からの相談への対応を図るとともに、必要なサービス利用につなぐための調整を行っています。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、包括的・継続的ケア体制の充実を図るため、主治医・ケアマネジャーとの協働や地域の関係機関との連携に努め、ケアマネジメントの後方支援を行っています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
総合相談数	(件)	700	579	450	700	800	850
権利擁護相談数	(件)	11	42	23	30	35	40
包括的・継続的ケアマネジメント数	(件)	30	84	40	50	60	80
介護予防ケアマネジメント数	(件)	906	1,017	1,100	1,200	1,300	1,400

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

今後も相談の増加が予想されるため、地域包括支援センターの周知に努め、情報提供・相談対応を図るとともに、積極的に地域へ出向き、生活支援へ結びつけていく活動を行います。地域包括ケアの総合拠点として様々な課題に対応していくため、他機関へつなぐことも多いことから、普段から顔のみえる関係を構築していきます。

また、個々のケアマネジャーのスキルアップのため、継続的に支援していくとともに、居宅介護支援事業所の適正な事業運営のためのサポートを行います。医療・介護・保健・福祉など関係機関や様々な社会資源との連携・協力体制の充実に努めます。

(2) 高齢者の安全確保

地域や関係機関との連携を図り、災害時・緊急時に迅速かつ的確な対応が図れるよう、高齢者等の災害時要援護者支援の取り組みを推進します。

高齢者の地域生活における安全を確保するため、交通安全対策や地域との連携による防犯対策の取り組みを推進します。

① 防災・災害時支援体制の充実

概要・方針

ひとり暮らしや高齢者世帯を対象に、災害時に援護を必要とする方を把握し、援護を必要とする方とそれを支援できる方や、避難場所を確保します。現状では、民生委員により災害時における基本事項調査と、要援護者の把握を行っています。

今後、災害時要援護者対応マニュアル策定に向け、具体的な施策を検討し、医療情報や連絡先情報等、緊急連絡情報の共有による支援体制づくりに努めます。また、要援護者の把握した状況の有効活用を図るため、要援護者台帳の整備に取り組みます。

② 高齢者の交通安全

概要・方針

高齢者等に配慮した交通安全施設の整備に努めるとともに、高齢者の交通安全教室等を継続的に実施し、交通安全意識の向上を図ります。

また、関係機関と連携して、高齢者の自動車運転免許証返納の啓発を実施するとともに、返納しやすい環境をつくるための支援事業を検討していきます。

③ 高齢者の防犯対策

概要・方針

高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺などの犯罪を防止するため、情報提供や相談窓口の充実を図るとともに、地域住民と連携しながら、安全を守るための体制を強化します。

(3) 高齢者の虐待防止と権利擁護

① 高齢者虐待の防止

概要・方針

高齢者虐待防止法に即した適切な対応が取れる体制を整備するとともに、住民に対し高齢者虐待に対する知識の普及啓発を行い、早期発見に向け、地域全体で見守る体制づくりに努めます。

介護の長期化による介護疲れが原因となることも多いことから、介護者に対する支援や介護者同士の交流促進などにより介護者の心身の健康づくりを図り、虐待防止につなげます。

② 成年後見制度利用支援事業

概要・方針

親族等がなく、判断能力が不十分な認知症高齢者の福祉の充実を図るため、町長が行う成年後見制度に係る審判制度請求の手続き及びその負担に関する支援を行います。

また、成年後見制度の利用支援の一環として栃木県司法書士会（リーガルサポート）に委託し、成年後見無料相談会を実施しており、今後も成年後見制度の普及啓発に努めます。

③ 日常生活自立支援事業（あすてらす）の利用支援

概要・方針

判断能力が十分でない高齢者の自立した生活を支えるため、日常生活自立支援事業の普及とともに、実施主体である社会福祉協議会との連携を強化し、日常生活上の金銭管理や福祉サービスの利用援助（代行、代理、情報提供）などの利用の支援に取り組みます。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	(人)	2	2	4	5	5	5

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町社会福祉協議会

(4) 高齢者の安心の住まいと生活空間の確保

高齢期を迎えても安心かつ快適に生活できる環境を確保するため、最も基礎的な生活基盤である居住の場の確保と充実を図るとともに、公共施設のバリアフリー化や移動手段の確保に努めます。

① 養護老人ホーム

概要・方針

養護老人ホームは、65歳以上の高齢者が環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者が町の措置により入所する施設です。

今後も、必要な方への適切な支援に努めます。

事業の実績

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
被措置者数	(人)	6	5	7	7	7	7

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

② 軽費老人ホーム・ケアハウス

概要・方針

軽費老人ホームは、身の回りのことを自分でできる高齢者で、身寄りのない方や、家庭環境や住宅事情などの理由で家族との同居が困難な方が比較的少ない費用負担で入所できる施設です。

ケアハウスは、独立して生活することに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者が、低料金で食事や日常生活のサポートを受けられる施設です。

今後も、必要な方への情報提供など適切な支援に努めます。

③ サービス付き高齢者向け住宅

概要・方針

サービス付き高齢者向け住宅は、「高齢者住まい法」の改正により創設された高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅であり、町内には1施設（定員60人）あります。

高齢者の住まいの多様性を確保する視点から、サービス付き高齢者向け住宅の誘致等についてはニーズを踏まえて検討します。また、必要な方への情報提供など適切な支援に努めます。

④ 福祉用具・住宅改修支援事業

概要・方針

福祉用具・住宅改修に関する情報提供、助言や相談支援を図るとともに、支給の申請に際して必要な理由が分かる書類の作成に要した経費の助成を行います。

今後も、必要な方への適切な支援に努めます。

⑤ 公共施設のバリアフリー化

概要・方針

高齢者をはじめ、すべての人が住みやすいまちづくりに向け、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、既存施設については計画的にバリアフリー化を図ります。

⑥ 社会参加しやすいまちづくり

概要・方針

高齢者が不自由なく外出でき、積極的に社会参加できるよう高齢者の移動手段の確保に努めます。今後は、現在運行している福祉ワゴンや、住民が担い手となる新たな移送サービスを含め、地域の移動手段の在り方を検討していきます。

また、民間事業所による福祉有償運送サービスを活用するなど、高齢者が安全に移動しやすい交通網の環境整備を推進します。

3 “ほっとなこころ”の地域づくり

～ 心が通い合う安心の地域づくり ～

(1) 高齢者の生活を支える体制の強化（高齢者に対する総合的なケア）

高齢者の暮らしを地域全体で支えるため、地域住民をはじめ、住民主体の地域活動団体、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会など、多様な主体によるサービス提供体制の構築を図ります。

① 生活支援体制整備事業

概要・現状

生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議会の設置により、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図っています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
生活支援コーディネーター数	(人)	未設置	1	2	2	3	3

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、介護保険以外の生活支援が必要となります。日常生活の「困りごと」に寄り添った生活支援の仕組みが高齢者の生活を支えていくことが重要です。

高齢者が地域の仕組みから取り残されないような方策を生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議会において検討をし、本町の実状にあった支援体制の整備を図っていきます。

また、日常生活圏域単位に生活支援コーディネーターの配置を検討します。

② 住民主体による移送サービス体制の整備

概要・方針

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスDとして実施する、住民主体による移送サービスの提供体制の構築に向けて検討を進めていきます。

③ 地域ケア会議の強化

概要・現状

介護事業所の職員やケアマネジャー、医療関係者を対象に、地域ケア会議を開催し、介護保険制度の理解や困難ケースの対応等、情報交換を行い介護サービスの質の向上と医療・介護の連携に取り組んでいます。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
地域ケア推進会議開催回数	(回)	12	12	12	12	12	12
自立支援型ケア会議	(回)	未実施	未実施	未実施	3	6	6

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

2018年度以降は、地域ケア会議を「地域ケア推進会議」に改め、医療・介護関係者の連携を図り、地域の課題を関係者と共有し、問題解決機能の向上を図ります。

また、医療、介護等の多職種による知識や情報の共有、関係強化を図り、職員の技術と意識の向上に努め在宅での生活の継続ができるような体制を整備します。

更に、地域ケア会議の強化のために、自立支援介護予防の観点を踏まえた「自立支援型ケア会議」を開催します。

④ 地域見守りネットワークの確立

概要・現状

75歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、緊急時に必要な物を入れておく「安心箱」の配布とともに、見守りに対するニーズ調査を実施しています。

希望する方には、保健福祉課（地域包括支援センター）や社会福祉協議会が中心となり、見守りに取り組んでいます。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
ネットワーク登録者数	(人)	233	246	230	230	230	230

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

地域内における「互助」の体制ができるよう具体的な施策を決め、関係機関及び地域住民との連携に努めます。

(2) 生活支援サービスの提供

高齢者の自立した生活を支える福祉サービスの充実を図ります。要介護認定の有無にかかわらず日常生活上の支援を必要とする高齢者に対して、生活に密着したきめ細かなサービスを提供します。

① 福祉ワゴンの運行

概要・方針

65歳以上の高齢者と障がい者等を対象に、高齢者等の移動の利便性向上を図るため、平成24（2012）年4月より福祉ワゴンを運行しています。

高齢者の日常の移動手段として浸透してきていますが、利用目的の98%が通院となっていることから、今後運行方法等を検討し、さらに利便性の高い移動手段として確立を図ります。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
延利用者数	(人)	4,054	3,623	3,450	3,500	3,550	3,600

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

② 軽度生活援助事業

概要・方針

概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、日常生活上の援助が必要な方を対象に、「塩谷町シルバー人材センター」が中心となり、外出や食事の援助、庭や家の周りの手入れ等、軽易な日常生活の支援を行い、高齢者が自立した生活を継続できるよう援助します。

利用者からは、ホームヘルプサービスで利用できない作業についての援助の要望がありますが、生活支援のニーズの掘り起こしと地域資源の活用により、より良い援助の形を検討します。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
登録者数	(人)	21	22	27	30	32	34

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

③ 弁当宅配サービス

概要・方針

ひとり暮らしの高齢者や、食事の準備が困難な方を対象に、月～土曜日の週6日を上限に、夕食時に弁当を宅配し、栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を行います。

高齢者の健康増進と自立した生活を支援するため、今後も事業を継続します。ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加により、サービスの供給不足が懸念されることから、現状の方式に加え、新たなサービス提供体制を検討します。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
登録者数	(人)	41	48	52	52	52	54

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料: 塩谷町保健福祉課

④ 生活支援ホームヘルプサービス

概要・方針

介護保険の対象外の方で、日常生活に支障がある概ね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方に、ホームヘルパー等が訪問し、安否確認や相談に対する助言、家事の援助を行い、高齢者が安心して生活できるよう支援します。

高齢者の個々の日常生活における不安を解消するため、事業の継続を図るとともに、今後は自助と共助により高齢者の自立した生活を維持できるような仕組みづくりを目指します。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
延利用者数	(人)	44	54	108	110	110	110

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料: 塩谷町保健福祉課

⑤ 寝具洗濯乾燥消毒サービス

概要・方針

ひとり暮らしの高齢者や、6か月以上寝たきりの状態にある方を対象に、衛生管理が困難な高齢者等の寝具を水洗いし、快適な生活を送れるよう支援します。

高齢者の自立した生活や、居宅における介護を支援するため、今後も事業の周知と継続を図ります。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	(人)	0	0	1	2	2	2

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料:塩谷町保健福祉課

⑥ 訪問理美容サービス

概要・方針

心身の障がい・疾病等により理美容所に出向くことができない高齢者を対象に、自宅に理美容師を派遣し、訪問理美容サービスを提供します。

外出できない方を支援するため、今後も事業の周知と継続を図ります。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
延利用者数	(人)	5	6	7	8	12	15

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料:塩谷町保健福祉課

⑦ 緊急通報装置の貸与

概要・方針

概ね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者や、重度身体障がい者がいる住民税非課税世帯を対象に、緊急通報システム（ペンダント型無線機、受信機、通報用電話及びセンサー型発信機）を貸与し、急病や災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう支援します。

高齢者の緊急時の安全確保に役立つため、今後も事業の周知を図り、緊急時の安全確保に努めます。

実績と見込み

		第 6 期実績値			第 7 期計画値		
		2015 年度 (H27 年度)	2016 年度 (H28 年度)	2017 年度 (H29 年度)	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	(人)	27	29	26	30	30	30

※平成 29 年度の実績値は、平成 30 年 2 月末現在における見込み値

資料: 塩谷町保健福祉課

(3) 認知症施策の推進

増加し続ける認知症に対して、早期の適切な診断と、本人や家族への早期対応や支援を行うことにより、認知症の進行の遅延化や家族の介護負担の軽減を図るとともに、認知症となっても尊厳が保たれ、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

① 認知症及び認知症ケアパスの普及

概要・方針

地域住民を対象に、認知症に対する理解や知識を普及するため、講演会やシンポジウムを実施します。

また、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか分かる認知症ケアパスを作成し、その普及を図ります。

今後は、安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症に対する理解促進を地域全体で取り組みます。

② 認知症地域支援推進員の配置

概要・方針

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う「認知症地域支援推進員」を配置します。

今後も、推進員の配置と活動支援を通じて、認知症の人や家族の支援する体制の充実を図ります。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
推進員数	(人)	未配置	1	2	2	3	3

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料: 塩谷町保健福祉課

③ 認知症サポーターの養成

概要・現状

認知症について理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを養成するため、町内の小学校、老人クラブ等を対象に養成講座を実施しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
講座実施回数	(回)	2	6	7	8	9	10
参加者数	(人)	49	101	235	250	260	280

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

事業を継続し、今後は特に、町内の中学生、壮年層、町内の企業に対して、サポーター養成講座を開催し、地域におけるサポーターを養成します。また、サポーターの活動の在り方についても検討します。

さらに、認知症サポーター養成講座の講師役を務めるキャラバンメイトの養成にも取り組みます。

④ 認知症見守りネットワークの構築

概要・現状

認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、老人クラブで見守りサポーターを発足し、認知症に対する見守りネットワークを構築しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
見守りサポーター数	(人)	74	67	61	65	70	75

資料：塩谷町社会福祉協議会

今後の方針

見守りサポーターの募集を促すとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し、さらなる高齢者の見守り活動を強化します。特に、社会福祉協議会と連携して実施している見守り活動に関しては、情報共有を図り、高齢者の地域生活の安全と安心に寄与できるように発展させていきます。

また、警察や消防との連携により、徘徊する認知症の方に対するシステムづくりを検討していきます。

⑤ 認知症カフェの設置

概要・現状

認知症の人やその家族をはじめ、地域住民や医療・介護の専門職など、あらゆる人が交流を図ることのできる場（カフェ）を運営しています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
開設数	(か所)	未設置	1	1	2	2	3

※ 平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

地域で暮らす住民が交流し、互いに理解し合い、つながりを深める中で、認知症のことを考える機会を提供すると共に、認知症カフェの周知を図ります。

⑥ 認知症初期集中支援チームの設置

概要・現状

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、地域包括支援センターが中心となり認知症の早期診断・早期対応に向け支援を行っています。

なお、2018年4月から、各市町村においては、認知症に関する専門的な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置することが義務付けられました。

今後の方針

認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置し、今後、町医師会と連携し、体制整備と初期対応後のシステム構築に向けた検討をします。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができるよう、地域の医療機関と緊密に連携しながら、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を図ります。

① 医療・介護関係機関のネットワーク構築の推進

概要・方針

地域において在宅医療と在宅介護サービスが切れ目なく提供される体制を構築していくため、地域の医療機関や介護事業所等の情報収集に努めるとともに、医療・介護関係者などが参画する会議等を通じて、在宅医療・介護連携の情報共有と課題の抽出、解決策の協議などを行います。

医療従事者や介護サービス事業者等の連携により、医療と介護の切れ目ないサービスが提供できるよう、定期的な協議の場の開催や情報共有等を図ります。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
多職種連携会議開催数	(回)	未実施	3	3	4	4	5
多職種連携会議参加者数	(人)	未実施	65	66	80	84	90

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

② 医療・介護関係者研修会の実施

概要・方針

在宅医療の連携に関する調整窓口を設置するとともに、郡市医師会や県北健康福祉センターの協力のもと、医療・福祉分野の職種の質の向上のための研修や多職種協働による在宅チーム医療を担う人材を育成するための研修を行います。

③ 地域住民への普及啓発と相談対応

概要・方針

在宅医療・介護サービスに関する講演会、ミニ講話の開催、パンフレットの作成・配布などによって、地域住民の在宅医療・介護連携に対する理解の促進を図ります。

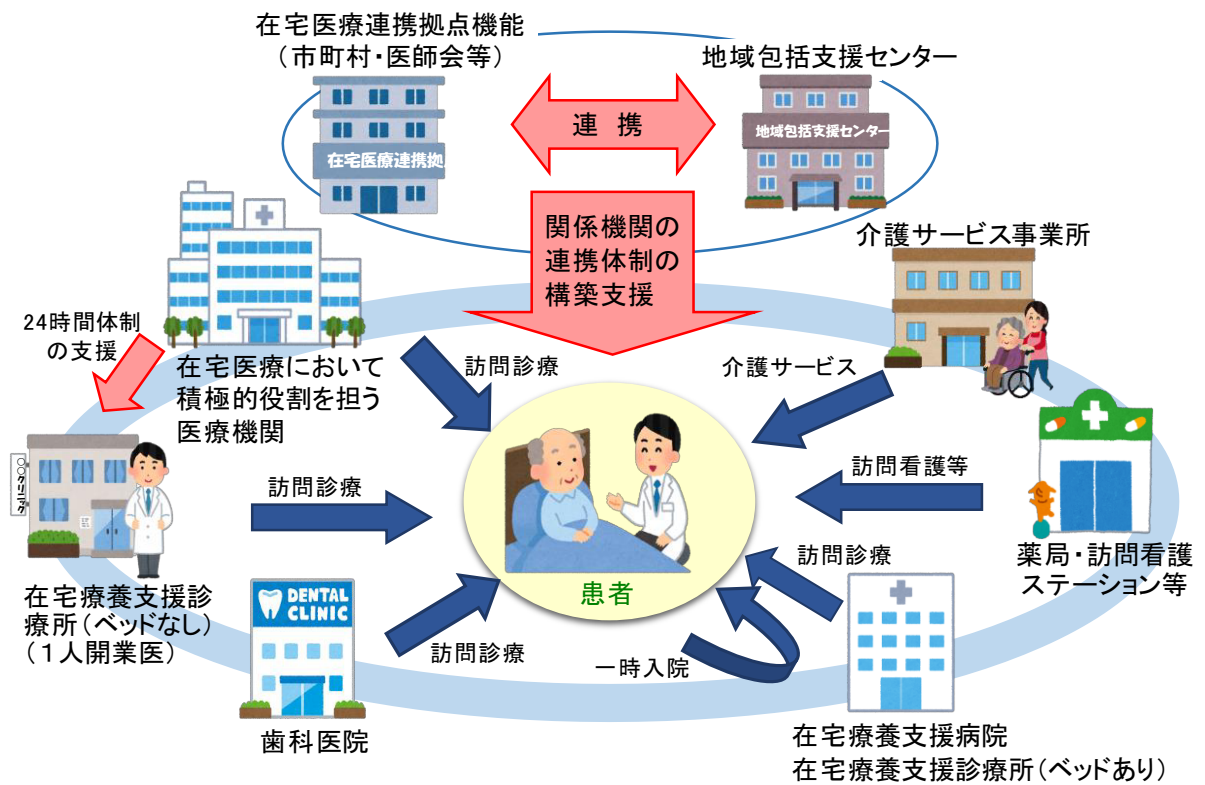
④ 広域連携の推進

概要・方針

在宅医療・介護サービスについては、広域的な視点で提供体制を整備していくことも重要であるため、同一の二次医療圏内にある市町や隣接する市町等と連携し、情報共有や協力体制の構築を図ります。塩谷広域管内においては、県北健康福祉センター等の支援のもと、「地域包括ケアシステム2市2町会議」の開催、郡市医師会と行政担当者の打合せ等を行います。

今後も、「地域包括ケアシステム2市2町会議」等を通じて、地域の在宅医療・介護連携に関係する近隣市町との間で情報共有・連携を図るとともに、広域連携が必要な事項については協議を進めていきます。

●医療と介護の連携のイメージ



(5) 家族介護の支援

在宅における要介護者などの生活を支える上で、家族や親族は大きな役割を果たしており、その負担の軽減は大きな課題です。特に認知症高齢者のいる家族に関しては共に暮らす家族などの不安や負担も大きいことから、介護者支援の充実に努めます。

① 寝たきり老人等紙おむつ給付

概要・方針

要介護3、4、5に該当し、常時おむつの使用を必要とする高齢者を対象に、紙おむつ券を支給します。

在宅の高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、今後も事業を継続します。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
申請登録者数	(人)	48	60	65	80	85	90

資料：塩谷町保健福祉課

② 家族介護慰労金

概要・方針

要介護4、5の在宅高齢者を介護している住民税非課税世帯を対象に、過去1年間、介護保険サービスを利用しなかった場合、慰労金を支給します。

在宅で介護をする介護者の労をねぎらい、その家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、今後も事業を継続します。

③ 家族介護教室

概要・方針

要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを目的とした教室や講座を開催します。

また、適切な介護知識・技術を習得する教室を開催することで、介護者の負担軽減、不安解消を図ります。

④ 介護者交流会

概要・現状

介護者同士の情報交換や交流の場として、介護者交流会を組織し、定期的を開催することにより、家族介護者の情報共有、不安の解消や負担軽減等を図っています。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
延参加者数	(人)	60	101	105	110	120	130

※ 平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

資料：塩谷町保健福祉課

今後の方針

今後も事業を継続し、介護している方や介護を経験された方が集まり、介護の体験談や情報を共有する機会を提供すると共に、会員自身による自主的な活動ができるよう支援していきます。

4 “自立いきいき”環境づくり

～ 介護サービスの充実と利用の支援 ～

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とする人がニーズに合ったサービスを利用できるよう、近隣市町との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制の整備とサービスの質の向上を図ります。

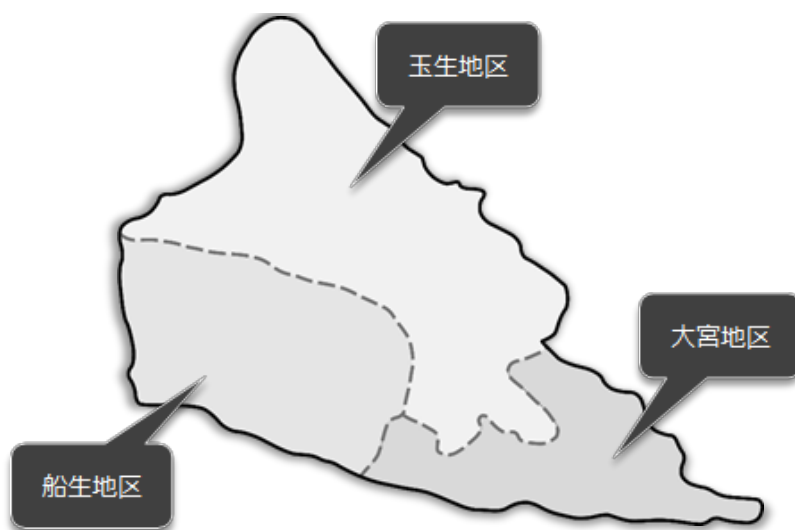
(1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実状に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。特に、地域密着型サービスについては、その特性からサービス量を日常生活圏域ごとに見込むこととされています。

本町では、第7期においても、人口、面積、交通事情、各施設の整備状況等を考慮し、引き続き、第3期から第6期まで設定された3圏域を日常生活圏域として設定します。

これに基づいて、地域密着型サービスを含むすべての介護サービス基盤に関する整備を計画します。

●塩谷町の日常生活圏域



区 分 ()内は単位	圏 域			
	計	玉生地区	大宮地区	船生地区
面 積 (km ²)	176.06	70.67	42.01	63.38
人 口 (人)	11,513	4,074	3,878	3,561
高齢者数 (人)	4,098	1,429	1,362	1,307
高齢化率 (%)	35.5	35.0	35.1	36.7

注：平成30年2月末日現在

(2) 介護サービス基盤の整備

① 塩谷町の介護サービス基盤

平成30(2018)年2月末日現在、町内においては、居宅介護支援が6事業所、居宅サービスが13事業所、地域密着型サービスが5事業所、施設サービスが2事業所あり、制度開始から本町のサービス基盤の整備が進展しています。

●町内の介護サービス事業所

サービス区分	事業所数
居宅介護支援（介護予防支援）	6事業所
居宅サービス（介護予防サービス）	13事業所
訪問介護	3事業所
訪問看護	1事業所
通所介護	4事業所
通所リハビリテーション	1事業所
短期入所生活介護	3事業所
福祉用具貸与	1事業所
地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス） ※原則、本町住民の方のみが利用可	5事業所
通所介護	1事業所 ※平成30(2018)年3月末閉鎖予定
小規模多機能型居宅介護	1事業所
グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	2事業所
小規模特別養護老人ホーム （地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）	1事業所
施設サービス	2事業所
特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）	1事業所
老人保健施設（介護老人保健施設）	1事業所

注) 事業所数は複数サービス提供による重複あり。

平成30(2018)年2月末現在

② 第7期における介護サービス基盤の整備

高齢化の進行に伴う要介護認定者の増加により、介護サービスの必要量が不足しないよう利用者のニーズの把握に努め、事業者の参入を促しつつ必要なサービス量の確保に努めます。

1) 居宅サービス／介護予防サービス

今後の方針

居宅サービスは、高齢者の住み慣れた自宅や地域での生活を支えるために最も利用の多いサービスとなっています。

民間事業所等の参入促進など、引き続き介護・介護予防サービスの基盤の強化に努めます。

2) 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

今後の方針

地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた環境の中で安心して生活を継続できるよう、身近な地域でサービスを提供するもので、原則、町民のみが利用できます。

第7期においては、新たなサービス基盤の整備の計画はしていませんが、未実施のサービスも含めた全般的なニーズの把握に努め、事業者の参入促進を検討していきます。

3) 施設サービス

今後の方針

高齢化に伴い増加する、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者への対応や、家族介護者の負担軽減及び介護離職の防止などに向け、施設サービスへのニーズは高くなると予想されることから、施設の利用状況の把握に努めながら、必要なサービス量の確保に努めます。

整備の計画

	施設数	定員	備考
介護老人福祉施設	1	4	平成 30 (2018) 年度において、短期入所生活介護より転換

(3) サービスの質の向上と利用者支援の充実

介護サービスについて、より地域に根ざした提供や質の向上を促進するとともに、サービスを必要とする方の適切な利用につながるよう、利用者の支援に努めます。

① 情報提供・相談体制の強化

今後の方針

町の広報やホームページをはじめ、社会福祉協議会や老人クラブなどの関係機関・団体等と連携しながら多様な機会を捉え、介護保険制度の周知を図ります。

相談や苦情については、県介護保険審査会や県国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、町や地域包括支援センターを中心に適切な対応を図ります。

② サービスの質の向上に向けた取り組み

今後の方針

県との連携のもと、適切なサービス選択のための事業者の情報開示を促すとともに、第三者評価の活用やサービス従事者の資質向上の取り組みを支援します。

地域包括支援センターを中心に、ケアマネジャーの資質向上のための取り組みや連携支援等を行い、ケアマネジャーの育成・指導に努めます。

第5章 介護保険事業と介護保険料

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とする人が適切なサービスを実に受けられるよう、近隣市町との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制を整え、サービス供給量の確保に努めます。

《介護保険サービス全体像》

要支援 1・2	介護予防サービス (予防給付)	1 居宅サービス	⑩介護予防福祉用具貸与
		<※旧介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）>	⑪特定介護予防福祉用具購入費
		②介護予防訪問入浴介護	⑫介護予防住宅改修
		③介護予防訪問看護	⑬介護予防特定施設入居者生活介護
		④介護予防訪問リハビリテーション	
		⑤介護予防居宅療養管理指導	2 地域密着型サービス
		<※旧介護予防通所介護（デイサービス）>	①介護予防認知症対応型通所介護
		⑦介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	②介護予防小規模多機能型居宅介護
		⑧介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	③介護予防認知症対応型共同生活介護
		⑨介護予防短期入所療養介護【老健】（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護【病院】（ショートステイ）	3 介護予防支援

要介護 1～5	介護サービス (介護給付)	1 居宅サービス	2 地域密着型サービス
		①訪問介護（ホームヘルプサービス）	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		②訪問入浴介護	②夜間対応型訪問介護
		③訪問看護	③認知症対応型通所介護
		④訪問リハビリテーション	④小規模多機能型居宅介護
		⑤居宅療養管理指導	⑤認知症対応型共同生活介護
		⑥通所介護（デイサービス）	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護
		⑦通所リハビリテーション（デイケア）	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
		⑧短期入所生活介護（ショートステイ）	⑧看護小規模多機能型居宅介護
		⑨短期入所療養介護【老健】（ショートステイ） 短期入所療養介護【病院】（ショートステイ）	⑨地域密着型通所介護
		⑩福祉用具貸与	3 居宅介護支援
		⑪特定福祉用具購入費	4 施設サービス
		⑫住宅改修	①介護老人福祉施設
⑬特定施設入居者生活介護	②介護老人保健施設		
	③介護医療院		
	④介護療養型医療施設		

※旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防生活支援サービス事業として同等のサービスが提供されています。

1 介護保険事業量の見込み

(1) 居宅サービス／介護予防サービス

高齢者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、良質なサービスの確保に向けた施策を推進するとともに、充実が必要なサービス事業については、事業者の参入を促すことにより適切な居宅サービスを確保し、各種サービスの必要量の確保に努めます。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

概要・方針

- 要介護者が居宅で自立した日常生活が送れるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護や生活援助を行うサービスです。
- 制度改正により、要支援1・2の方のサービスについては、平成29（2017）年4月から町の独自裁量となったことから、今後は事業者に加えて、NPO団体やボランティアも視野に入れたサービス提供体制の確保について検討していきます。

実績と見込み

（1か月当たり）

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	831回 52人	1,090回 66人	1,030回 68人	1,500回 89人	1,671回 102人	1,851回 115人
予防給付 【要支援1・2】	10人	13人	10人			

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

概要・方針

- 要介護者・要支援者の自宅に入浴車で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の援助を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持を図るサービスです。
- 重度者の居宅サービスを継続する上では欠かせないサービスであることから、引き続きサービス提供体制の充実を図ります。

実績と見込み

（1か月当たり）

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	18回 5人	27回 8人	44回 10人	31回 9人	37回 11人	40回 12人
予防給付 【要支援1・2】	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0回 0人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

概要・方針

- 看護師が主治医の指示により要介護者・要支援者の自宅を訪問し、床ずれの手当や点滴の管理等の療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
- 居宅生活における医療ケアの増加が見込まれることから、医療機関等と連携しながら、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	94回 13人	207回 33人	301回 48人	454回 63人	585回 82人	714回 101人
予防給付 【要支援1・2】	50回 5人	87回 10人	81回 12人	203回 19人	257回 24人	310回 29人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

概要・方針

- 理学療法士や作業療法士等が要介護者・要支援者の自宅を訪問して、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションを行うサービスです。
- 重度者の居宅での生活を継続するための重要なサービスであることから、医療機関と連携し、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	73回 6人	33回 4人	30回 4人	81回 7人	93回 8人	104回 9人
予防給付 【要支援1・2】	60回 5人	3回 0.3人	0回 0人	12回 1人	12回 1人	22回 2人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

概要・方針

- 医師、歯科医師、薬剤師等が要介護者・要支援者の自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
- 利用の増加が見込まれることから、医療機関等と連携し、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	3人	4人	4人	7人	8人	9人
予防給付 【要支援1・2】	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

⑥ 通所介護（デイサービス）

概要・方針

- 要介護者が、通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、入浴、食事の提供等、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。なお、平成28（2016）年4月から小規模の事業所が提供するサービスについては地域密着型通所介護に区分変更されました。
- 制度改正により、要支援1・2の方のサービスについては、平成29（2017）年4月から町の独自裁量となったことから、今後は事業者に加えて、NPO団体やボランティアも視野に入れたサービス提供体制の確保について検討していきます。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	1,225回 128人	1,333回 138人	1,493回 139人	1,594回 162人	1,661回 169人	1,713回 174人
予防給付 【要支援1・2】	11人	18人	13人			

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

概要・方針

- 要介護者・要支援者が介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、理学療法、作業療法などによる機能回復訓練を行うサービスです。
- 生活機能の向上を図る重要なサービスであり、利用希望も多いサービスであることから、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

実績と見込み

（1か月当たり）

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	788回 94人	813回 94人	867回 100人	922回 106人	948回 109人	1,025回 118人
予防給付 【要支援1・2】	38人	34人	27人	30人	31人	35人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護

概要・方針

- 要介護者・要支援者が介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
- 介護者支援の視点からも望まれているサービスであり、緊急的な利用も想定されることから、柔軟な対応が取れるサービス供給基盤の整備に努めます。

実績と見込み

（1か月当たり）

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	1,119日 72人	965日 65人	1,052日 67人	1,206日 77人	1,235日 79人	1,338日 85人
予防給付 【要支援1・2】	2日 0.3人	9日 1人	1日 0.1人	0日 0人	0日 0人	0日 0人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

⑨ 短期入所療養介護（ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護

概要・方針

○要介護者・要支援者が介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所し、看護、医学的管理下における機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

○利用実績は多くありませんが、今後も中・重度層の方の利用が見込まれることから、サービス提供の確保に努めます。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	1日 0.1人	4日 1人	1日 1人	2日 1人	2日 1人	2日 1人
予防給付 【要支援1・2】	0日 0人	0日 0人	0日 0人	0日 0人	0日 0人	0日 0人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

⑩ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

概要・方針

○要介護者・要支援者に車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、歩行器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトなどの貸与を行うサービスです。

○要支援・要介護者の居宅生活を継続するためのサービスとして、必要なサービス供給の確保を図ります。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	160人	182人	180人	194人	201人	206人
予防給付 【要支援1・2】	29人	30人	33人	39人	39人	41人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

⑪ 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

概要・方針

- 要介護者・要支援者が入浴や排泄に使用する物品（腰掛け便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分）について、購入費の9割を支給するサービスです。
- 利用者の増加に対応できるよう必要な供給量の確保を図るとともに、指定販売事業者による良質で適正な福祉用具の提供を図ります。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	4人	3人	5人	4人	4人	4人
予防給付 【要支援1・2】	0.4人	1人	0.1人	0人	0人	0人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

⑫ 住宅改修／住宅改修（介護予防）

概要・方針

- 要介護者・要支援者が、居宅における日常生活の自立のため、手すりの取り付けなどの住宅改修をした場合の費用を補助するサービスです。
- 今後も需要が見込まれることから、利用者の意向を踏まえながら適切なサービス供給の確保を図るとともに、適正な改修となるような点検などに取り組みます。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	2人	3人	2人	4人	5人	5人
予防給付 【要支援1・2】	1人	1人	0.5人	2人	2人	2人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

⑬ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

概要・方針

- 有料老人ホーム等の特定の施設に入居している要介護者・要支援者が、その施設から入浴、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けるサービスです。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加に伴う利用増に対応できるよう、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	4人	2人	2人	4人	4人	4人
予防給付 【要支援1・2】	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

⑭ 居宅介護支援／介護予防支援

概要・方針

- 在宅の要介護者・要支援者についてのケアマネジメントを行い、各種サービスの適切な利用ができるように、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行うサービスです。
- 高齢者の増加とともに利用の増加が見込まれることから、適正なケアプランが作成されるよう、ケアマネジャーの確保と質の向上に努めます。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	286人	314人	319人	339人	350人	358人
予防給付 【要支援1・2】	74人	82人	72人	85人	86人	89人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

(2) 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、要支援・要介護者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。原則として、事業者の指定・指導権限は保険者である市町村にあり、その市町村（保険者）の被保険者のみがサービスを利用できます。

地域密着型サービスでは、地域の実情を反映し、きめ細かく対応できる小規模事業所により以下のサービスが提供されますが、該当事業者がない場合、提供されないサービスもあります。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

概要・方針

- 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。
- 医療ニーズの高い利用者への柔軟な対応や家族の介護負担の軽減を図る上で有効なサービスであることから、利用者のニーズを把握しながら事業者の参入促進について検討していきます。

② 夜間対応型訪問介護

概要・方針

- 夜間を含め 24 時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護を行うサービスです。
- 本サービスは、事業として安定的に運営していくためには一定の人口規模が必要であることから、事業者の参入が想定しにくい面もありますが、利用者のニーズを把握しながら事業者の参入促進について検討していきます。

③ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

概要・方針

- 認知症対応型通所介護は、居宅要介護者であって認知症である者に対し、老人福祉法で定める施設又はデイサービスセンターにおいて入浴、食事、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。
- 認知症高齢者に対する専門的な通所サービスであり、利用者のニーズを把握しながら事業者の参入促進について検討していきます。

④ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

概要・方針

- 要介護者・要支援者が、できるだけ居宅で自立した生活が営めるように、通いを中心に状況に応じて宿泊や訪問を組み合わせ、日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。
- 利用者の多様なニーズへ柔軟に対応することができ、在宅生活を多面的に支援するサービスとして非常に有効です。更なる整備については利用者のニーズや他のサービスとのバランスを踏まえながら検討していきます。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	20人	23人	26人	24人	26人	26人
予防給付 【要支援1・2】	3人	2人	1人	2人	2人	3人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護予防認知症対応型共同生活介護

概要・方針

- 認知症対応型共同生活介護は、認知症の症状をもつ要介護者が共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。
- 認知症の方やその家族を地域で支える中心的なサービスです。増加する認知症高齢者のニーズに対応する重要なサービスと考えられますが、更なる整備については利用者のニーズや他のサービスとのバランスを踏まえながら検討していきます。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	26人	26人	24人	27人	27人	27人
予防給付 【要支援1・2】	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

概要・方針

- 有料老人ホームその他の施設であって、その入居定員が 29 人以下であるものに入居している要介護者について、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行います。
- 利用者のニーズと、居宅サービスの区分において提供されているサービスとのバランスを踏まえながら、事業者の参入促進について検討していきます。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

概要・方針

- 入所定員が 29 人以下の小規模介護老人福祉施設に入所して、日常生活上の世話等を受けるサービスです。
- 本町の入所待機者や介護離職の恐れある家庭の高齢者などを中心に、適正な入所を促進します。更なる整備については、利用者のニーズを把握しながら検討していきます。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第 6 期実績値			第 7 期計画値		
	2015 年度 (H27 年度)	2016 年度 (H28 年度)	2017 年度 (H29 年度)	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護給付 【要介護 1～5】	22 人	28 人	28 人	29 人	29 人	29 人

※平成 29 年度の実績値は、平成 30 年 2 月末現在における見込み値

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

概要・方針

- 要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて看護と介護を一体的に提供するサービスです。
- 現在、町内に事業所はなく、サービス利用実績もありません。居宅サービス等に代替サービスがあること、事業者の参入見込みがないことなどを勘案し、当面は、現在実施している訪問介護、訪問看護サービスでの対応を図り、状況を踏まえながらサービス基盤の整備を検討します。

⑨ 地域密着型通所介護

概要・方針

- 要介護者が、利用定員が18人以下の小規模の通所介護施設（デイサービスセンター）などの日帰り介護施設に通い、入浴、食事の提供等、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。施設で入浴や食事などの日常生活上の介護を受けるとともに、健康状態の確認やレクリエーションや日常生活訓練などの機能訓練を行います。
- 従来の通所介護が事業所の規模により分けられたものであり、平成28（2016）年度から本サービスとして提供が開始されました。利用者のニーズが高い中心的なサービスであることから、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

実績と見込み

（1か月当たり）

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付	—	317回	260回	282回	334回	409回
【要介護1～5】	—	26人	20人	20人	24人	29人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

(3) 施設サービス

介護保険の施設サービスは、在宅での生活が困難な要介護者の方に、施設において生活支援を行うものです。町外施設の利用なども考慮し、要介護者の状態にあったサービスの確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

① 介護老人福祉施設

概要・方針

- 介護老人福祉施設は、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
- 入所待機者や介護離職の恐れある家庭の高齢者など、入所が必要な方が入所できるよう、入所の適正化を促進するとともに、要介護度の重度化等による入所希望者にも対応できるよう、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	70人	70人	67人	73人	75人	77人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

② 介護老人保健施設

概要・方針

- 介護老人保健施設は、医療施設等での治療を終えて、状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
- 自立支援に向けた当サービスの役割は大きいことから、事業者に対し、早期の在宅復帰を支援する取り組みを促進します。

実績と見込み

(1か月当たり)

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付 【要介護1～5】	50人	43人	46人	46人	47人	48人

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

③ 介護医療院（新設）

概要・方針

- 今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。
- 町内の状況を踏まえながらサービス基盤の整備を検討します。

④ 介護療養型医療施設

概要・方針

- 介護療養型医療施設は、緊急を要する治療を終えて、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。
- 医療と介護の連携のもとに、社会的入院を減らすことが課題とされ、平成 29（2017）年度での廃止が決まっていたましたが、2023 年度まで期限が延長されました。今後、介護医療院、介護老人保健施設等への転換が図られる見通しです。

実績と見込み

（1か月当たり）

	第 6 期実績値			第 7 期計画値		
	2015 年度 (H27 年度)	2016 年度 (H28 年度)	2017 年度 (H29 年度)	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護給付 【要介護 1～5】	16 人	14 人	16 人	16 人	16 人	16 人

※平成 29 年度の実績値は、平成 30 年 2 月末現在における見込み値

2 地域支援事業の構成

本町が地域支援事業として実施する事業の構成は、以下のようになっています。実施の詳細については、それぞれのページに掲載しています。

▼塩谷町の事業構成

類 型	塩谷町実施事業	第4章掲載 節・項	掲載 ページ	備考
介護予防・日常生活支援総合事業				
介護予防・生活支援サービス事業				
訪問型サービス	訪問型サービス 住民主体による移送サービス体制の整備	1-(2)-⑦ 3-(1)-②	39 49	旧介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービスD
通所型サービス	通所型サービス げんき楽々教室	1-(2)-⑥ 1-(2)-②	39 37	旧介護予防通所介護相当サービス 通所型サービスC(短期集中予防サービス)
一般介護予防事業				
介護予防把握事業	介護予防把握事業	1-(2)-⑤	38	
介護予防普及啓発事業	介護予防教室 ～火曜サロン・すいすい教室・きんきん教室～	1-(2)-①	36	
地域介護予防活動支援事業	地域のサロン活動の推進 介護予防ボランティア養成講座	1-(1)-① 1-(2)-④	31 38	
地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業	1-(2)-③	37	
包括的支援事業				
地域包括支援センター運営				
社会保障充実分				
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の推進	3-(4)①～④	58～59	
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	3-(1)-①	49	
認知症総合支援事業	認知症及び認知症ケアパスの普及	3-(3)-①	55	
	認知症地域支援推進員の配置	3-(3)-②	55	
	認知症カフェの設置	3-(3)-⑤	57	
	認知症初期集中支援チームの設置	3-(3)-⑥	57	
地域ケア会議推進事業	地域ケア会議の強化	3-(1)-③	50	
任意事業				
介護給付等費用適正化事業				
家族介護支援事業				
介護者教室	家族介護教室 介護者交流会	3-(5)-③ 3-(5)-④	60 61	
認知症高齢者見守り事業	認知症見守りネットワークの構築	3-(3)-④	56	
その他の事業				
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	3-(3)-②	46	
福祉用具・住宅改修費支援事業	福祉用具・住宅改修費支援事業	2-(4)-④	48	
認知症サポーター等養成事業	認知症サポーターの養成	3-(3)-③	56	

3 介護保険料の設定

(1) 介護保険事業費用の見込み

① サービス給付費

各サービスの量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第7期におけるサービス給付費の見込み額は次のとおりです。

(単位：千円)

	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	【参考】 2025年度
介護サービス総給付費	1,028,207	1,062,537	1,111,203	1,202,126	1,256,455	1,318,056	1,503,965
在宅サービス	489,847	534,534	570,012	632,640	675,293	726,465	825,416
居住系サービス	80,770	74,475	70,959	83,905	84,090	84,332	114,981
施設サービス	457,590	453,529	470,233	485,581	497,072	507,259	563,568

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

※居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設

注) 千円未満の端数処理の関係で合計が合わないことがあります

【予防給付費】

(単位：千円)

	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	【参考】 2025年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	2,239	3,250	2,094				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,835	4,040	3,862	9,367	11,823	14,275	17,779
介護予防訪問リハビリテーション	1,990	83	0	401	401	401	401
介護予防居宅療養管理指導	0	12	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	4,396	5,291	4,538				
介護予防通所リハビリテーション	14,971	13,407	10,297	13,771	14,306	15,378	20,144
介護予防短期入所生活介護	130	605	90	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,619	2,475	2,932	3,212	3,212	3,375	3,788
特定介護予防福祉用具購入費	156	284	54	0	0	0	568
介護予防住宅改修	1,113	1,299	577	2,154	2,154	2,154	2,154
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,579	1,328	567	1,488	1,488	2,406	2,406
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	3,978	4,415	3,820	4,595	4,651	4,813	5,408
合計	36,004	36,490	28,831	34,988	38,035	42,802	52,648

※平成29年度の実績値は、平成30年2月末現在における見込み値

注) 千円未満の端数処理の関係で合計が合わないことがあります

【介護給付費】

(単位：千円)

	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度	2019年度	2020年度	【参考】 2025年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	27,955	35,886	36,333	49,537	55,220	61,080	70,907
訪問入浴介護	2,475	3,637	6,073	4,079	4,875	5,264	6,187
訪問看護	5,220	11,622	15,965	26,550	34,169	41,854	49,517
訪問リハビリテーション	2,407	1,101	1,028	2,723	3,168	3,613	3,613
居宅療養管理指導	411	468	563	804	934	1,121	1,322
通所介護	116,753	114,709	131,839	141,200	146,814	151,996	171,588
通所リハビリテーション	80,898	83,225	90,143	94,440	97,067	105,766	117,072
短期入所生活介護	103,003	88,021	96,574	110,044	112,612	121,618	142,331
短期入所療養介護（老健）	52	589	207	286	286	286	286
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	25,448	30,062	28,705	31,623	32,556	33,463	38,483
特定福祉用具購入費	1,550	1,241	1,482	1,524	1,524	1,524	2,297
住宅改修費	3,112	3,120	2,737	4,454	5,716	5,716	7,688
特定施設入居者生活介護	8,855	3,709	3,947	10,136	10,140	10,140	15,211
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	40,244	45,760	54,427	48,334	53,073	53,073	53,613
認知症対応型共同生活介護	71,916	70,765	67,012	73,769	73,950	74,192	99,770
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	56,034	77,107	80,736	80,651	80,916	81,146	81,376
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	28,579	25,102	27,756	33,191	39,986	43,799
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	201,442	201,342	192,610	211,401	217,436	223,376	266,778
介護老人保健施設	149,689	133,701	145,075	143,251	146,971	150,506	165,429
介護医療院				0	0	0	49,985
介護療養型医療施設	50,425	41,378	51,813	50,278	51,749	52,231	
(4) 居宅介護支援	44,313	50,024	50,002	54,298	56,053	57,303	64,065
合計	992,203	1,026,047	1,082,373	1,167,138	1,218,420	1,275,254	1,451,317

※平成 29 年度の実績値は、平成 30 年 2 月末現在における見込み値

注) 千円未満の端数処理の関係で合計が合わないことがあります

② 標準給付費見込額

サービス給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を推計し、第7期の「標準給付費見込額」を算出すると以下のとおりとなります。

●第7期各年度の標準給付費見込額

(単位：千円)

	第7期計画期間				※参考 2025年度
	合計	2018年度	2019年度	2020年度	
介護サービス総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	3,821,546	1,201,710	1,270,866	1,348,970	1,539,239
介護サービス総給付費	3,776,637	1,202,126	1,256,455	1,318,056	1,503,965
一定以上所得者の利用者負担 の見直しに伴う財政影響額【-】	1,802	416	666	719	822
消費税率等の見直しを勘案した 影響額【+】	46,711	0	15,077	31,633	36,095
給付費以外の費用	308,247	97,828	102,678	107,741	137,481
①特定入所者介護サービス 費等給付額	231,700	73,500	77,200	81,000	103,400
②高額介護サービス費等 給付額	63,000	20,000	21,000	22,000	28,100
③高額医療合算介護 サービス費等給付額	10,000	3,200	3,300	3,500	4,400
④審査支払手数料	3,547	1,128	1,178	1,241	1,581
合計	4,129,793	1,299,538	1,373,544	1,456,711	1,676,720

注) 千円未満の端数処理の関係で合計が合わないことがあります

なお、「一定以上所得者のサービス利用者負担の見直し」(減少要因)、「消費税の引き上げや処遇改善に伴う介護報酬の改定」(増加要因)が行われる予定であることから、それらの影響額を試算し、見込額の調整を図りました。

③ 地域支援事業費

地域支援事業の費用の見込みについては以下のとおりです。

●第7期各年度の地域支援事業費見込額

(単位：千円)

	第7期計画期間				※参考 2025年度
	合計	2018年度	2019年度	2020年度	
介護予防・ 日常生活支援総合事業費	69,000	22,000	23,000	24,000	29,000
包括的支援事業費・任意事業費	72,000	23,000	24,000	25,000	30,000
地域支援事業費計	141,000	45,000	47,000	49,000	59,000

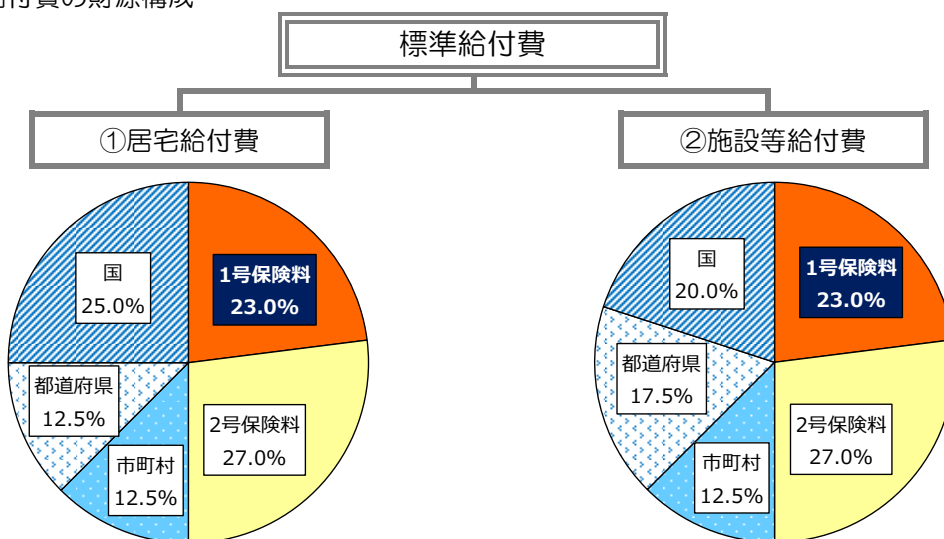
(2) 第1号被保険者介護保険料

① 介護保険事業の財源構成

事業費用の大半を占める給付費の財源構成は、40歳以上の被保険者から徴収する保険料が半分、国・県・市町村の公費が半分となっています。第7期においては、第1号被保険者（65歳以上）の標準的な負担割合は23%です。

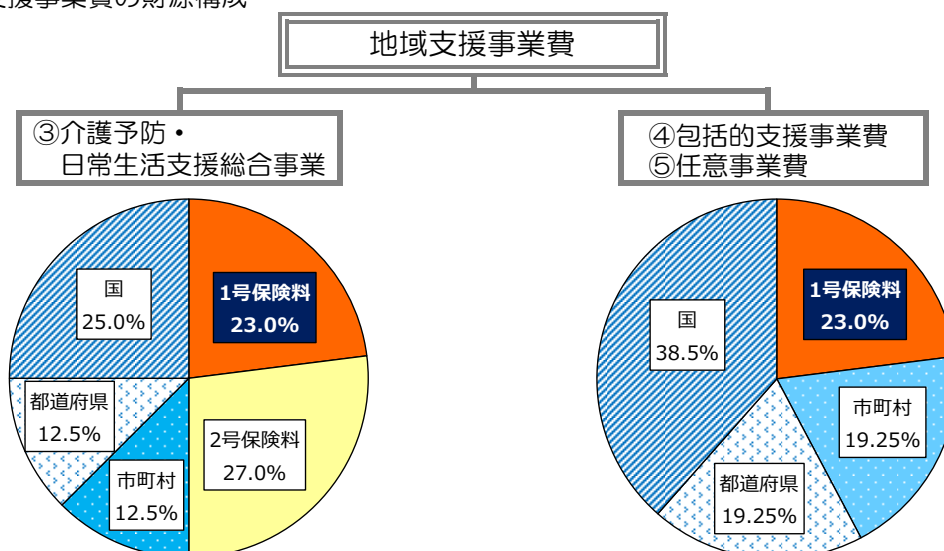
また、地域支援事業費のうち、包括的支援事業と任意事業については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されます。

●標準給付費の財源構成



※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。
 ※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

●地域支援事業費の財源構成



なお、標準給付費（①②）及び介護予防・日常生活支援総合事業（③）の国負担部分の5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付される仕組みとなっており、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じ、第1号被保険者の実質的な負担割合は各市町村によって異なります。

② 保険料の算定

第7期計画期間である2018年度から2020年度までについて、標準給付費見込額、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出しました。なお、算出にあたり、被保険者の所得等に応じた保険料段階は9段階を設定しました。

●保険料の算定①

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
標準給付費見込額(影響額反映後) (A)	1,299,538千円	1,373,544千円	1,456,711千円	4,129,793千円
地域支援事業費 (B)	45,000千円	47,000千円	49,000千円	141,000千円
第1号被保険者負担分相当額 (C)【(A+B)×第1号被保険者負担割合23%】	309,244千円	326,725千円	346,314千円	982,282千円
調整交付金相当額* (D)【(A+介護予防・日常生活総合支援事業費)×5%】	66,077千円	69,827千円	74,036千円	209,940千円
調整交付金見込額 (E) (交付率見込み)	75,195千円	74,575千円	73,443千円	223,213千円
保険料収納必要額 (F)【C+D-E】				969,010千円
予定保険料収納率 (G)				97.7%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (H) (第1号被保険者数)	4,143人	4,191人	4,245人	12,579人
保険料基準額(年額) (I)【F÷G÷H】				78,847円
保険料基準額(月額) (J)【I÷12】				6,571円

注) 千円未満の端数処理の関係で合計が合わないことがあります

その結果、保険料基準月額は6,571円と算出されましたが、第1号被保険者が納めた保険料の剰余分である介護給付費準備基金を9,000万円取り崩し、第1号被保険者負担分の減額を図った結果、最終的な保険料基準月額は5,960円となりました。

●保険料の算定②【基金取崩し後】

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
介護給付費準備基金取崩額 (K)				90,000千円
保険料収納必要額② (L)【F-K】				879,010千円
保険料基準額(年額)②【最終】 (M)【L÷G÷H】				71,524円
保険料基準額(月額)②【最終】 (N)【M÷12】				5,960円

③ 所得段階別保険料額の設定

保険料額については、所得段階に応じた保険料の軽減を図るため、国の標準段階に準じた保険料段階を設定します。

●第7期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料（所得段階別）

所得段階	対象者	負担割合	第7期 2018年度～ 2020年度 年額【月額】	参考： 第6期 平成27(2015)年度～ 平成29(2017)年度 年額【月額】
第1段階	・生活保護被保護者等 ・世帯全員が町民税非課税の方 (老齢福祉年金受給者等及び本人年金収入等80万円以下)	基準額 ×0.50 (×0.45 [※])	35,700円 (32,100円)	33,100円 (29,800円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下)	基準額 ×0.75	53,600円	49,700円
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方 (第2段階に該当しない方)	基準額 ×0.75	53,600円	49,700円
第4段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方)	基準額 ×0.90	64,300円	59,700円
第5段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方 (第4段階に該当しない方)	基準額 ×1.00	71,500円 【5,960円】	66,300円 【5,531円】
第6段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円未満の方)	基準額 ×1.20	85,800円	79,600円
第7段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方)	基準額 ×1.30	92,900円	86,200円
第8段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方)	基準額 ×1.50	107,200円	99,500円
第9段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が300万円以上の方)	基準額 ×1.70	121,500円	112,800円

※ () 内は、公費による低所得者保険料軽減が図られた場合の負担割合及び年額

4 給付の適正化と円滑な事業運営

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことを公的に支える仕組みである、介護保険事業の運営の安定化を図ります。

(1) 介護給付の適正化【介護給付適正化計画】

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする方を適切に認定し、必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことです。

適切なサービスの確保を図るとともに、その結果として費用の効率化がもたらされることにより、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築につながることを期待されます。

現状と課題

介護給付等費用適正化事業（地域支援事業の任意事業）として、要介護認定・ケアマネジメント・介護報酬請求の各分野において効果があると見込まれる①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付通知の主要5事業のうち、①・③・⑤を優先的に実施しています。

今後は、未実施事業の取り組みが課題となっています。

今後の方針

第7期においては、利用者に対する適切な介護サービスを確保すると共に、介護給付費の増大や介護保険料の上昇を抑制するため、介護給付等費用適正化事業の主要5事業を実施し、より具体性・実効性のある構成・内容になるよう実施方法を見直し、介護給付の適正化に向けた取り組みを推進します。

また、適正な予防給付及び介護給付につながるよう、介護認定の正確性及び公平・公正性を確保するため、訪問調査員に対して研修会への参加促進と十分な指導を行うなど、適正な認定調査が行われるよう努めます。

さらに、住民の自立支援に向け、アドバイザーとしてケアプランの評価や住宅改修時の生活機能評価に専門職を派遣します。

今後の計画

項目	実施方法
①要介護認定の適正化	調査の公平性、客観性を担保する観点から訪問調査は原則、町が直接行います。委託して行った調査は、必ず点検を実施します。また、認定審査会においては、合議体の平準化を図ります。
②ケアプランの点検	利用者の自立支援に資する適切なプランであるか等を点検し、事業所への照会や指導を実施します。
③住宅改修等の点検	住宅改修・・・事前申請により利用者の状態にあった住宅改修であるか事前確認を行います。 福祉用具購入（貸与）・・・購入（貸与）した福祉用具が適切に利用されているか、利用者の状態にあっているかなど利用状況の確認を行います。
④医療情報との突合・縦覧点検	国保連が提供する給付実績を用いた介護給付適正化システムの活用を図ります。
⑤介護給付通知	利用者にサービス利用の確認をもらい、架空請求や過剰請求の発見を契機とする。また、適正化の効果をより高めるため、通知の見方に関するリーフレットを同封するなど工夫します。

(2) 介護保険事業を円滑に運営するための方策

介護保険制度は、町民にとって最も身近な行政機関である町が保険者となり、保険料と税金を財源とする社会保険方式により、介護サービスの提供を行う制度です。

制度の基本理念である高齢者の自立支援や尊厳の保持などを踏まえた上で、高齢者をはじめとした町民の理解を得ながら、より良い制度としていくために円滑な事業運営を図ります。

① 地域密着型サービス等運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会の設置

地域密着型サービス及び地域包括支援センターに関する事項を協議する機関です。今後の地域包括ケアシステムを取り巻く状況などを勘案しつつ、地域包括支援センターにおける公正・中立性が確保された適正な運営や、地域密着型サービスの適正な運営について審議し、円滑な推進を図ります。

② 介護保険事業の質の向上・確保

● 事業者への適切な指導

新規地域密着型事業所の指定及び既存事業所の実地指導を通して、適正な運営が図られるよう指導・監督します。

● ケアマネジャーなどに対する支援

ケアマネジャーなどに対し、地域包括支援センターが中心となって、相談対応や質の向上を図ったケアプラン作成指導などの支援を行います。

● 苦情相談体制の充実

介護サービスの普及に伴い多様化する苦情に対しては、町はもちろん、栃木県や栃木県国民健康保険団体連合会などを窓口として、関係機関と連携を図りながら随時対応します。

● 福祉サービス第三者評価の受審促進

国や県が進める福祉サービス第三者評価について、町内事業者の受審を促進します。

③ 介護保険事業の情報の提供

● 介護保険制度の普及

介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、広報紙、町ホームページなど、多様な情報媒体を活用し、制度の意義や仕組みの普及啓発に努めます。

● 介護サービス情報の公表制度の周知

利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、「栃木県介護サービス情報公表システム」の周知と利用者の活用を促します。

● サービス利用者に対する情報提供

利用者が適切にサービスを選択できるよう、制度の利用に関する情報提供と内容説明を行うとともに、サービス事業者に関する情報を迅速かつ的確に提供していきます。

第6章 計画の推進

本町では、庁内関係各課、保健医療・福祉・介護の関係者等との連携を図るとともに、すべての町民の理解や協力を得ながら、地域包括ケアシステムの実現に向けた事業・施策の総合的な推進を図ります。

1 計画の周知と情報提供

2018年度からの計画の推進に当たり、町民に計画の内容を理解していただくことが重要であることから、「広報しおや」やホームページへの掲載などを通じて本計画の内容を周知します。

また、町の介護保険事業や地域支援事業、福祉事業の具体的なサービス内容についても、利用者、提供者の双方に的確な情報提供を図ります。

2 計画の推進体制の整備

(1) 関係機関との連携

地域包括支援センター、町社会福祉協議会、社会福祉関係団体や保健医療、教育関係機関等との連携を図り、介護保険サービスと福祉サービスの効果的な提供に努めます。

また、介護保険サービス事業所と連携を強め、必要とされるサービスの確保に努めます。さらに、この計画が円滑に推進できるよう、国や県との緊密な連携に努めます。

(2) 地域密着型サービス等運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会の運営

介護保険の被保険者、学識経験者、介護サービスに関する事業に従事する者による地域密着型サービス等運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会を定期的開催し、計画の円滑な実施と、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保に努めます。

(3) 人材確保の支援

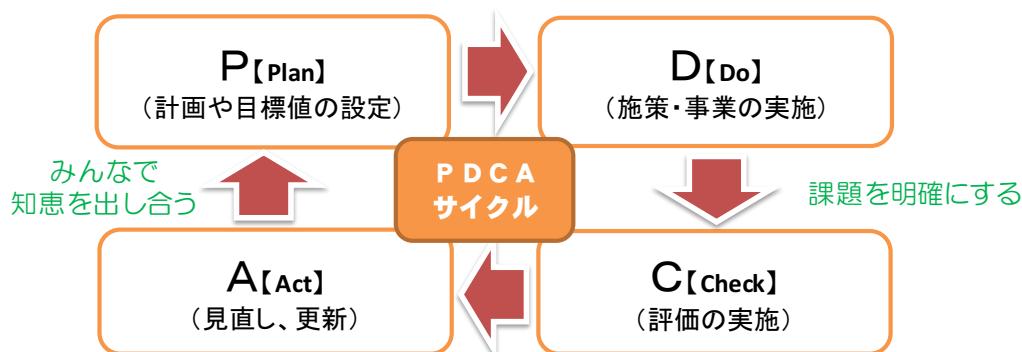
計画を推進していく上で、地域におけるサービス従事者等の人材の確保は重要な要件です。特に、介護サービスの需要が拡大する中で、サービスの提供に直接携わる人材の確保が求められていることから、関係事業等と連携を図り、各種専門職の確保や育成の支援に努めます。

3 計画の進行管理と見直し

計画期間中、保健福祉課が中心となり、庁内各課の連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めるとともに、地域密着型サービス等運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会において、進捗状況の報告を行い、そこで得られた意見等を次年度の計画推進に活かします。

本計画の最終年度となる2020年度には、2025年を見据えた中長期的な視点も踏まえて見直しを図り、新たな3か年計画（2021年度から2023年度）を策定します。

●進行管理のPDCAサイクルのイメージ





資料編



1 塩谷町高齢者福祉計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 本町が行う、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく塩谷町高齢者福祉計画の改定並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定にあたり、基本となるべき事項について意見を求めるため、塩谷町高齢者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、その目的を達成するため、高齢者福祉計画等全般について審議し、その原案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、別表の職にある者をもって構成し、町長が委嘱する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、町長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成26年4月1日一部改正

平成29年8月1日一部改正

2 第7期塩谷町高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿

平成30年2月22日現在

No.	氏名	役職名	区分
1	中塚 操	町議会教育福祉常任委員会 委員長	議会関係
2	植木 雅人	町医師会 会長	保健・医療・福祉関係
3	斎藤 邦浩	町歯科医師会 会長	〃
4	阿久津 亨	社会福祉法人 あすなろ会 特別養護老人ホーム施設長	〃
5	福嶋 英樹	社会福祉法人同愛会 老人デイサービスセンター こすもすセンター長	〃
6	赤羽 清二	社会福祉法人 塩谷町社会福祉協議会 会長	〃
7	鈴木 孝夫	町民生児童委員協議会会長	〃
8	諏訪 時恵	町介護支援専門員連絡協議会 会長	〃
9	木島 治代	識見者（町生活支援コーディネーター）	〃
10	柿沼 澄子	識見者（町生活支援コーディネーター）	〃
11	船山 清	町老人クラブ連合会 会長	関係団体
12	鈴木 栄一	町身体障害者福祉会 会長	〃
13	斎藤 幸江	町介護者交流会事務局	〃
14	斎藤 隆宣	町区長会 会長	住民代表
15	塚原 喜子	栃木県シニアサポーター(サロン寄ってらっせ代表)	〃
16	手塚 一信	シルバー大学校塩谷町同窓会 会長	〃 H29.9.30まで
	松川 要	シルバー大学校塩谷町同窓会 会長	〃 H29.10.1から
17	星 育男	町保健福祉課 課長	行政
18	斎藤 圭子	町保健福祉課 課長補佐兼保健予防担当	〃

事務局

No.	氏名	役職名
1	大島 郁夫	町保健福祉課 課長補佐兼高齢対策担当
2	吉田 里美	町保健福祉課 高齢対策担当主査
3	徳井 理代	町保健福祉課 高齢対策担当主事
4	阿久津 将喜	町保健福祉課 高齢対策担当主事
5	坂巻 美和	町保健福祉課 町地域包括支援センター主任保健師
6	根岸 孝也	町保健福祉課 町地域包括支援センター主任介護支援専門員
7	菊地 美香	町保健福祉課 町地域包括支援センター社会福祉士

3 計画の策定経過

年月日	事項	内容
平成29年 1月	在宅介護実態調査	配布数：483件 有効回答数：327件【有効回答割合67.7%】
平成29年 2月	介護予防・ 日常生活圏域ニーズ調査	配布数：3,306件 有効回答数：2,178件【有効回答割合65.9%】
平成29年 8月29日	第1回 第7期塩谷町高齢者福祉 計画等策定委員会	議題 1 第7期介護保険事業計画等の策定について 2 地域包括ケアシステムの強化に向けた法改正について 3 塩谷町の高齢者の現状と介護保険の状況について 4 塩谷町高齢者福祉アンケート調査結果の概要について 5 地域ケア会議において出された地域課題の結果について 6 その他
平成30年 1月19日	第2回 第7期塩谷町高齢者福祉 計画等策定委員会	議題 1 塩谷町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の検討について 2 第7期介護保険事業のサービス量と保険料について 3 今後のスケジュールについて
平成30年 1月29日～ 2月9日	パブリックコメント	意見提出数：0件
平成30年 3月23日	第3回 第7期塩谷町高齢者福祉 計画等策定委員会	議題 1 塩谷町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画のパブリックコメント結果について 2 次期高齢者福祉計画並びに第7期介護保険事業計画書及び概要版について 3 その他

4 用語解説

用語	内容
■あ行	
一定以上所得者	合計所得金額が 160 万円以上（単身で年金収入のみの場合、年収 280 万円以上）の人。
運動器	筋肉や骨、靭帯など、身体運動に関わる多様な器官の総称。
NPO	民間非営利組織（Non-Profit-Organization）の略称で、営利を目的とせず、継続的に社会的活動を行う民間の組織（団体）のことで、NPO法人は、特定非営利活動促進法により設立を認められる法人。
■か行	
介護給付	要介護認定者が介護保険サービスを利用する際に提供される、介護サービスや介護に関わる費用の給付のこと。
介護給付費準備基金	保険料率の算定の基礎となった介護給付費の見込みを上回る給付費増などに備えるため、第 1 号被保険者の保険料の余剰金を積み立てて管理している基金。介護給付費に充てる介護保険料に不足が生じた場合などは、必要額をこの基金から取り崩して財源を補填する。
介護支援専門員（ケアマネジャー）	要支援・要介護認定者からの相談に応じるとともに、要支援・要介護認定者が心身の状況に応じて適切なサービスを受けられるようケアプランを作成し、市町村・介護サービス事業者・施設などとの連絡調整を行う専門職。
介護報酬	介護保険制度において、サービス提供事業者や介護保険施設が介護サービスを提供した場合にその対価として支払われる報酬。
介護保険施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護医療院・介護療養型医療施設（介護療養病床）の 3 種類の施設。
介護保険法	加齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を必要とする状態になった人について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき、必要なサービスの給付を行う介護保険制度の根拠となる法律。平成 12 年 4 月に施行。
介護予防	高齢者が要介護状態などとなることの予防又は要介護状態などの軽減、若しくは悪化の防止を目的として行う取り組みのこと。
介護予防ケアマネジメント	要介護認定で要支援 1・2 と認定された方に対し、個々の希望や状態に応じた目標を設定し、利用者の自立に資するケアプランを作成し、サービス利用の効果などを定期的に評価する。また、要介護状態になるおそれの高い高齢者（事業対象者）に対し、筋力向上トレーニングなどの地域支援事業を実施し、状態の改善、悪化の防止に資する取り組みも含まれる。
介護予防事業	介護が必要となる状態を予防することを目的とし、教室や講座、講演会、専門職による相談などを行う事業。

用語	内容
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	介護保険制度に位置付けられる市町村による事業。市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、介護予防や生活支援に関する多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。
基本チェックリスト	運動器、口腔機能、栄養状態、閉じこもり、うつ、もの忘れなどの生活に関連する機能を評価し、事業対象者を把握するための25項目で構成される質問票。
機能訓練	心身の諸機能の維持回復を図る訓練。筋力の増強、持久力の向上、関節可動域の維持、運動速度の増大などを目的とし、その心身の状況に応じて行われる。
キャラバン・メイト	認知症介護指導者養成研修の受講者などで、自治体などが主催するキャラバン・メイト養成研修を修了した者。認知症サポーターの養成講座における進行役、講師役を務める。
給付費	介護保険の保険給付の対象となる各種サービスの費用のうち、保険からの支給費用のこと。
居宅介護支援事業所	介護支援専門員（ケアマネジャー）が常勤し、在宅サービスなどを適切に利用できるように、心身の状況、環境、本人や家族の希望などを踏まえ、利用者に合った種類・内容のサービス利用計画（ケアプラン）を作成すると共に、サービス提供確保のために事業者などと連絡調整などを行う事業所のこと。
居宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修を言う。
居宅療養管理指導	居宅の要支援・要介護認定者について、病院、診療所の医師、歯科医師、または薬局の薬剤師などにより行われる療養上の管理及び指導を行う介護サービス。
ケアハウス	軽費老人ホームの一種であり、身体的機能の低下又は高齢などのため、独立して生活を営むには不安がある方が、自立した生活を継続できるよう、構造や設備の面で工夫された施設。
ケアプラン（介護サービス計画）	要介護認定を受けた人に対し、介護支援専門員（ケアマネジャー）がそれぞれの人の心身の状態を考慮して、サービスの種類や内容など、どのような介護を受けるかを決めて作成した計画書。
ケアマネジメント	利用者のニーズに則したサービスを見極め、複数のサービスを組みあわせて、総合的に提供されるよう調整を行い、サービスを適切に実施し、効果を評価する一連の作業。
健康相談	対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談。
権利擁護	対象となる人権や財産などの権利を守ること。自己の権利を表明することが困難な寝たきりの方や認知症の方、障がい者などの権利や意思表示を支援し、代弁する。
高額医療合算介護サービス費（制度）	医療保険と介護保険における1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が高額な場合に、自己負担を軽減する制度。

用語	内容
高額介護サービス費 (制度)	1か月に支払ったサービスの利用者負担の合計額が一定の上限を超えた場合、この超過分を利用者の申請により市が支払う制度。
高齢化率	総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合。この割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と定義されている。
高齢者(前期高齢者・ 後期高齢者)	一般に65歳以上の人。高齢者のうち、65～74歳は前期高齢者、75歳以上は後期高齢者に区分される。
高齢者虐待	高齢者に対して家族を含む他者から行われる、人権侵害の行為。傷害や拘束による身体的加害、脅迫や言葉の暴力による心理的加害、搾取や横領といった経済的加害などの積極的・直接的な人権侵害だけでなく、無視や保護の放棄といった消極的な行為による人権侵害も虐待行為に含まれる。
国民健康保険団体連 合会(国保連合会)	国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者(市町村及び国保組合)が共同して国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的にして設立された公法人で、国保事業のほか、介護保険法に基づく介護給付費の審査支払業務、保険者支援業務、苦情処理業務を行う。各都道府県に1団体設立されている。
■さ行	
在宅医療	病気・障がいなどで通院が困難な方、退院後の在宅ケア・健康管理が必要な方、在宅で暮らしながら療養・終末期を過ごしたい方に対し、医師・看護師などが定期的に自宅に訪問し、対象者の生活に必要な医療機器の管理や、検査、診察などを計画的に行う「訪問診療」、患者の求めに応じて診療に行く「往診」のこと。
作業療法士(OT)	医師の指示のもとに身体または精神に障がいのある人に対して手工芸やその他の作業で応用動作能力や社会適応能力の改善、回復を図る専門家。
事業対象者	高齢者が要介護状態になることを未然に防ぐため、介護予防に優先的に取り組む必要のある、事業参加候補者のこと。本市においては、チェックリストの結果をもとに選定される。
市町村介護保険事業 計画	介護保険法に基づいて市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の実施に関する計画。
社会資源	人々の生活の諸要求の充足や問題解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的資源、人的資源などのこと。
社会福祉協議会	社会福祉法109条を法的根拠とし、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者により構成され、住民主体の理念に基づき、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の企画・実施及び連絡調整などを行う、市区町村・都道府県・指定都市・全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織。
社会福祉士	身体上若しくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。
社会福祉法人	公益を目的とした民間の非営利組織。

用語	内容
主任介護支援専門員 (主任ケアマネジャー)	十分な知識と経験を有する介護支援専門員で、介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を行う。地域包括支援センターに配置される3職種の中の1つで、他の職種と協力しながら地域包括ケアの実践に当たる。
生涯学習	自らの人生をより豊かなものにするを目的とし、自分に合った学習の方法や内容を自由に選択しながら行う、生涯に渡る学習活動。
審査支払手数料	国民健康保険連合会に委託している介護給付費請求書の審査及び支払業務に対して支払われる手数料。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う人。地域支え合い推進員。
生活支援サービス	地域の高齢者の生活ニーズに応えるため、住民、NPO、民間企業などの多様な主体によって提供される、見守り、外出支援、買い物などの家事支援などの多様なサービス。
生活習慣病	長年の食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が発症や進行に関与する、がん、脳卒中、心臓病、高血圧症、糖尿病などの病気またはその総称。
成年後見制度	判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などを保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設などへの入退所などの契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。
■た行	
第1号被保険者	介護保険の被保険者（加入者）で65歳以上の方。
第2号被保険者	介護保険の被保険者（加入者）で医療保険に加入している40歳から64歳の方。
団塊の世代	昭和22～24年（1947～49年）の第1次ベビーブーム期に生まれた世代。
地域ケア会議	多職種の専門職の協働の下で、①高齢者個人に対する支援の充実と、②それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市町村や地域包括支援センターが開催する会議。
地域支援事業	要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを予防するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組みのこと。
地域包括支援センター	介護保険法により設置され、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談・支援、③権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメントを担い、地域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する中核機関。

用語	内容
地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置・運営などについて、中立かつ公平な立場から検討を行う組織。市町村を事務局とし、介護サービス事業者・関係団体・被保険者などにより構成される。
調整交付金	市町村ごとの介護保険財政の地域格差を調整するため、全国ベースで給付費の5%相当分を国が市町村に交付される交付金。
特定入所者介護サービス費	所得が一定額以下の要介護等認定者が施設サービスなどを利用した際に、食費・居住費などの負担を軽減するための費用を介護給付費から支給する制度。
■な行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で、安心していつまでも暮らせるよう、人口・生活区域・生活形態・地域活動などを考慮して市町村が設定する区域。中学校区を基本単位として、概ね30分以内に必要なサービスが提供される区域。
認知症	アルツハイマー病、脳血管疾患その他の疾患が原因で生じた後天的な脳の器質的障がいにより、日常生活に支障が生じる程度までに記憶機能その他の認知機能が低下した状態。
認知症ケアパス	認知症が発症したときから生活する上で様々な支障が出てくる中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すもの。
認知症初期集中支援チーム	市町村ごとに、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む病院・診療所などに配置され、認知症専門医の指導のもと、複数の専門職が認知症が疑われる方又は認知症の方やその家族を訪問し、観察・評価を行った上で家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら自立生活のサポートを行う。
■は行	
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは建築用語であり、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いものの、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
パブリック・コメント	行政機関が条例や基本計画などを制定するに当たって、事前にその案を示し、広く住民の方から意見を募集する手続き。
PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（行動）の4つの行動プロセスの枠組みで構成される管理手法。
避難行動要支援者	高齢者や障がいのある人など、災害時に安全な場所へ避難するために人的な支援が必要な人。
被保険者	介護保険の被保険者は40歳以上の人。第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）に分けられる。
標準給付費	要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費（介護予防特定入所者介護サービス費）、高額介護サービス費（介護予防高額介護サービス費）、審査支払手数料を合算したもの。

用語	内容
福祉サービス第三者評価	事業者の提供する福祉サービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果を利用者に情報提供し、適切なサービスの選択ができるようにするための制度。
包括的支援事業	地域包括支援センターで実施される、介護保険法に定められた「介護予防ケアマネジメント業務」、「総合相談・支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の4つの業務。
ボランティア	社会福祉において、無償性・善意性・自発性に基づいて技術援助、労力提供などを行う民間奉仕者。
■や行	
有料老人ホーム	高齢者が入居し、食事の提供等日常生活に必要なサービスを提供する施設であり、介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定事業者であれば、施設内で介護サービスを提供でき、指定事業者でなければ、地域の居宅介護サービスを受けることができる。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。交通機関や建築物、食器などの日常生活用品などに生かされている。
要介護状態	身体又は精神上の障がいがあるため、入浴・排泄・食事などの日常生活上の基本的な動作の全部又は一部に介護が必要な状態が6ヶ月以上続き、かつ要介護状態区分のいずれかに該当する状態。
要支援・要介護認定者	介護保険制度において、介護保険サービスを受けるために、支援や介護が必要な状態であることを認定された人。要介護認定では、コンピュータを用いた一次判定結果や、主治医の意見書などをもとに介護認定審査会で審査し、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）の判定が行われる。
■ら行	
理学療法士（PT）	病気や外傷などによって身体に障がいが生じた人の基本的動作能力の回復を図るため、運動療法や物理療法などの治療を施すリハビリテーション医療の専門家。
リハビリテーション	心身に障がいを持つ方の能力を最大限に発揮させ、医学的、心理的、職業的、社会的に可能な限りその機能回復を図ることにより、社会復帰させることを目的に行われる訓練や指導のこと。単なる機能障がいの改善や維持だけでなく、人間としての尊厳を回復するための精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。
老人福祉法	高齢者の福祉に関する原理を明らかにするとともに、高齢者に対して、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な設置を講じ、もって高齢者の福祉を図ることを目的に昭和38年に制定された法律。

塩谷町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

発 行 2018（平成30）年3月

編 集 塩谷町 保健福祉課

〒329-2292 栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生 741

TEL 0287-45-1119 FAX 0287-41-1014
